

1. 議 事 日 程（初日）

（令和6年那智勝浦町議会第1回定例会）

令和6年3月7日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	4
日程第3	諸報告	5
日程第4	報告第1号 専決処分（那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例） した事件の承認について	11
日程第5	報告第2号 専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号））した事件の承認について	14
日程第6	報告第3号 専決処分（令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第4号））した事件の承認について	17
日程第7	議案第12号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	19
日程第8	議案第13号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	23
日程第9	議案第14号 那智勝浦町人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例	28
日程第10	議案第15号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例	29
日程第11	議案第16号 那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	31
日程第12	議案第17号 那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	31
日程第13	議案第18号 那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例	31
日程第14	議案第19号 那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	31
日程第15	議案第20号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	39
日程第16	議案第21号 那智勝浦町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例	41
日程第17	議案第23号 那智勝浦町漁港管理条例の一部を改正する条例	44
日程第18	議案第24号 那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例	45
日程第19	議案第25号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する	

	条例	46	
日程第20	議案第26号 那智勝浦町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	47	
日程第21	議案第27号 那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例	48	
日程第22	議案第28号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	49	
日程第23	議案第29号 那智勝浦町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	52	
日程第24	議案第30号 令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第12号）	53	
日程第25	議案第31号 令和5年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）	64	
日程第26	議案第32号 令和5年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）	66	
日程第27	議案第33号 令和5年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）	67	
日程第28	議案第34号 那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理者の指定について	69	
日程第29	議案第35号 那智勝浦町冷凍冷蔵施設の指定管理者の指定について	70	
日程第30	議案第1号 令和6年度那智勝浦町一般会計予算	71	
日程第31	請願、陳情の委員会付託について	82	
2. 出席議員は次のとおりである。（11名）			
1番	引地 稔 治	2番 吾 妻 正 崇	
3番	城 本 和 男	4番 曾 根 和 仁	
5番	藤 社 和 美	6番 西 太 吉	
7番	加 藤 康 高	8番 東 信 介	
9番	松 本 和 彦	10番 津 本 ・ 光	
11番	勝 山 則 子		
3. 会議録署名議員の氏名			
1番	引地 稔 治	11番 勝 山 則 子	
4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（17名）			
町 長	堀 順一郎	副 町 長	瀧 本 雄 之
教 育 長	岡 田 秀 洋	参事（総務課長）	塩 崎 圭 祐
総務課防災対策室長	増 田 晋	税 務 課 長	中 村 崇
住 民 課 長	太 田 貴 郎	福 祉 課 長	仲 紀 彦
こども未来課長	竹 原 大 二	観光企画課長	吉 中 秀 郎
農林水産課長	村 井 弘 和	建 設 課 長	楠 本 定
会 計 管 理 者	榎 本 直 子	消 防 長	湯 川 辰 也
教 育 次 長	田 中 逸 雄	水 道 課 長	村 上 茂

病院事務長 寺 本 斉 弘

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局 長 寺 本 尚 史

事務局 主任 上 仲 映 豪

事務局 主査 北 郡 克 至

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

〔4 番曾根和仁議長席に着く〕

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

本定例会につきましては、換気のため議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、マスクの着用は自由となっております。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

9 時 30 分 開会

○議長（曾根和仁君） ただいまから令和 6 年第 1 回那智勝浦町議会定例会を開会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

9 時 30 分 開議

○議長（曾根和仁君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（曾根和仁君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

1 番引地稔治君、11 番勝山則子君を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 会期の決定

○議長（曾根和仁君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

7 番加藤君。

○議会運営委員長（加藤康高君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議結果について報告させていただきます。

去る 2 月 29 日、委員会を開催いたしました。本定例会に付議すべき事件は、報告 3 件、議案 35 件、合計 38 件となっております。

会期は本日 3 月 7 日から 3 月 21 日までの 15 日間を予定しております。本会議 7 日、委員会 3 日、純休会 5 日となります。

それでは、別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案につきましては今のところ 1 件予定されております。

また、皆さん御承知のとおり、3 月 9 日にロケットの打ち上げが予定されており、浦神の見

学場に曾根議長をはじめ議員、そして町長が行く予定です。万が一、3月9日の打ち上げが延期され議会の日程と重なった場合、休会とさせていただき日程を繰り下げます。なお、委員会の日を3日の予定としていますが、延期された場合、委員会を2日に短縮したいと思います。また、一般質問の日以降に日程が延期された場合は、会期の延長も含め改めて議会に相談させていただきますのでよろしくお願いします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月21日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、会期は本日から3月21日までの15日間に決定しました。

なお、委員長報告にもありましたとおり、ロケットの打ち上げ状況によっては改めて議会に相談させていただく場合もございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（曾根和仁君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和6年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜りまして心から御礼を申し上げる次第でございます。

今議会に付される諸議案の概要についての御説明と町政報告を申し上げる前に、1月1日に発生をいたしました令和6年能登半島地震でお亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。改めて自然の脅威を痛感した次第でございますが、本町におきましても近い将来、高い確率で発生すると言われている南海トラフ地震・津波等に関する防災・減災対策は大変重要な課題でございます。今後とも災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それでは、町政報告を行います。

まず、能登半島地震における応援職員の派遣について御報告を申し上げます。

発災後に緊急消防援助隊といたしまして、1月1日から10日にかけて消防職員を延べ12名派遣してございます。能登町への応援職員といたしましては、2月1日から7日にかけて連絡調整業務、いわゆるリエゾン業務に1名、2月11日から17日には避難所運営業務に1名、罹災証明発行業務に1名、2月18日から26日には給水支援に延べ8名、2月20日から26日には住家被害認定業務について2名の合計13名を派遣してございます。今後とも継続して被災市町を支援するため和歌山県より職員派遣を行っていく方針が示されておりますので、本町といたしまし

ても応援職員を派遣をし、支援を行ってまいります。

また、能登半島地震における様々な課題や教訓、応援職員が被災地で経験してきたことを生かし、今後起こり得る南海トラフ地震・津波に向けた防災体制の一層の強化に努めてまいりたいと思います。特に、大規模地震が発生した際の職員の参集につきましては、いつ・誰が・どここの避難所に緊急参集した場合でも迅速に避難所を開設できるように、中核避難所における設備、備蓄物資等の状況を取りまとめ、職員はもとより、学校や自主防災組織等の関係各所とも共有できる体制づくりに努めてまいりたいと考えています。

次に、民間ロケット「カイロス」の打ち上げについてでございます。

3月9日にロケット「カイロス」初号機の打ち上げが予定されてございますが、本日、打ち上げ48時間前時点での打ち上げの可否について発表されると伺ってございます。本町の旧浦神小学校と串本町荒船海岸が公式見学場となっており、既に両町で定員5,000人の方々に御予約をいただいているところでございます。見学場の申込みに漏れた方々など、来訪者がどれだけいらっしゃるか予想が困難な状況でございますが、渋滞や事故等を含め、地域住民生活への支障が極力生じないよう関係機関と協力をし、万全を期してまいりたいと思いますので、御不便、御迷惑をおかけしますが、イベントの実施に当たり皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げますとともに、民間初のロケット打ち上げを応援していただければと思います。今回のロケットの打ち上げを機に、子供たちが宇宙や科学に興味を持っていただけることを願っております。また、ロケット見学にお越しいただいた方々に、いかにして那智勝浦町の魅力を伝えるか、本町の観光資源の一つとして民間ロケットの打ち上げがどのように活用できるかを引き続き検討してまいります。

次に、主要産業の報告でございます。

令和5年の観光動態で、速報値ではございますけれども、宿泊客は39万3,318人、対前年比18.5%の増、日帰り客は66万9,685人で対前年比の4.0%増となりました。合計では106万3,003人となり、対前年比9%の増となっております。令和6年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」は世界遺産登録20周年となります。20周年を機に、この20周年を振り返るとともに、これから10年、20年先を見据え、大門坂駐車場のリニューアルや外国語の観光ガイド育成に取り組んでまいります。あわせて、20周年を記念した事業も那智勝浦観光機構とともに実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、昨年12月に採択をされました「地域一体となった高付加価値化事業」いわゆる面的DXにより、宿泊施設・観光施設の整備、グーグルビジネスプロフィールの情報整備を進め、国内外からの多くのお客様にお越しいただけるよう受入れ体制を整備することにより誘客に努めてまいりたいと考えております。

続いて、水産関係でございます。

令和5年の水揚げにつきましては、マグロのはえ縄漁業が9,252トン、76億4,007万円となり、昨年比950トン、11.4%の増、金額が7億2,995万円の11%の増となっております。沿岸漁業につきましては1,185トン、9億3,678万円となっております、昨年比マイナス184ト

ン、14%の減、金額がマイナスの1,079万円、1%の減となっております。イセエビ漁につきましては9.8トン、6,408万円となっております、昨年比20%減、金額も29%減となっております。

近年、水産業を巡る環境は、磯枯れの原因と言われている長く続く黒潮の大蛇行や海水温の上昇、原油価格の高騰等、大変厳しい状況が続くと思われます。現在、本町出身の福井県立大学浜口教授の協力の下、宇久井地区での藻場造成の実証実験を行っているところでございます。ここでの事例が各地で生かされるよう進めてまいります。今後ともさらなる藻場造成事業につきましては、関係団体とも協力をして対策等を検討してまいります。

続いて、懸泉堂の寄贈について申し上げます。

懸泉堂は、文豪佐藤春夫の父である豊太郎氏の居宅でありまして、和風の母屋は文化13年、1816年頃に建築されたと推定をされております。このたび、建物の所有者の方から本町へ寄贈いただくことになりまして、2月27日に所有権移転の手続を完了いたしました。建物の活用方法については、所有者様の御希望を取り入れ、関係者等の御意見も伺いながら保全に向けて取り組んでまいります。

次に、本議会に提案してございます議件の概要について御説明をいたします。

本議会に提案しております議件は38件でございます。当初予算が11件、専決処分の報告が3件、条例改正が18件、補正予算が4件、指定管理者の指定が2件でございます。

初めに、議案第1号から議案第11号の令和6年度予算案の概要について御説明を申し上げます。

令和6年度は、かねてから申し上げております「住んでよかった・住み続けたい・住んでみたいまち」を目指すため、防災・減災対策、子ども・子育て支援を含む福祉施策並びに観光産業の振興に重点を置いた予算編成となっております。また、引き続き重要課題である新クリーンセンター整備事業、環境課題に配慮した地域脱炭素移行・再エネ推進に取り組んでいる予算となっております。

まず、防災・減災対策について申し上げます。

築地地区津波避難施設につきましては、建設に着手をいたします。津波避難困難地域の解消だけではなく、防災の拠点としてはもとより、景観や文化に調和をし、観光客を含め多くの方々に御利用いただける施設を整備してまいります。1月1日に発生をいたしました令和6年能登半島地震においては、家屋の倒壊だけではなく、道路の寸断や港の被害による地域の孤立、孤立に伴う救助の困難さ、水道等のインフラ被害、避難所での生活環境等、様々な課題が見受けられました。紀伊半島も能登半島と同様の被害が想定されるため、防災体制をいま一度見直すとともに、地震から命を守るための耐震対策事業のほか、備蓄物資の充実やトイレ問題といった避難所環境の整備も引き続き行ってまいります。

また、火災時の逃げ遅れによる死傷者の発生を防ぐため、高齢者世帯の住宅用火災警報器の購入に対する補助を行ってまいります。

次に、子ども・子育て支援及び福祉関係について申し上げます。

子育てしやすい環境整備の一つとして、子育て家庭の経済的負担軽減のため、昨年秋から実施をしております小・中学校の給食費無償化に加え、現在15歳までを対象としている子供の医療費助成を新たに18歳まで拡充をいたします。また、高齢者及び障害者等の経済的負担を軽減をし、福祉の向上を図るため、町内の対象施設で利用可能な入浴助成券を交付いたします。

今年は熊野古道が世界遺産登録20周年の記念の年となります。登録20周年を機に、主力産業である観光産業の振興につきましては、大門坂駐車場のリニューアルに向けての基本設計、地域おこし協力隊制度を活用した外国語観光ガイドの育成、紀伊勝浦駅前周辺の整備に向けた基本構想の策定、面的DXによるインバウンド受入れ体制の整備を行ってまいります。観光地の整備や多言語対応のほかに、「世界遺産と温泉と生マグロのまち那智勝浦町」を多くの方々にPRしてまいります。

一方で、設備の老朽化等により丹敷の湯は3月末をもって閉鎖することとしておりますが、今後道の駅なち及び那智駅交流センターの利活用につきましては、専門家等のアドバイスを受け、地域活性化の施設となるよう検討してまいります。

新クリーンセンターの建設工事につきましては、昨年より本体工事に着手してございます。令和7年度の稼働に向けて進めております。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業につきましては、引き続き国の支援を活用し、町全体での再生可能エネルギー導入拡大に向け取り組んでまいります。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は195億8,360万9,000円で、令和5年度の予算総額180億4,073万円に対し15億4,287万9,000円、8.55%の増となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ107億900万円をお願いするものでございます。対前年度比12億4,200万円、13.1%増となっております。新クリーンセンター整備事業、消防費及び築地地区津波避難施設整備事業費の増加が主な要因となっております。

歳入の主たる財源は、町税及び地方交付税、国県支出金、地方債で、基金の取崩しによる繰入れも行います。地方交付税におきましては35億5,000万円を計上してございまして、前年度に比べまして1億9,000万円、5.65%の増となっております。国県支出金につきましては22億5,858万8,000円を計上しており、前年度と比較して8億1,736万3,000円、56.71%の増となっております。町税につきましては対前年比249万2,000円、0.17%増の14億3,099万1,000円を見込み計上してございます。歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、特別会計でございます。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付・国民健康保険事業費納付金など総額21億9,544万8,000円を計上してございます。平成30年度より財政運営の責任主体が和歌山県となり、決定された国民健康保険事業費納付金を和歌山県に納付することになってございます。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など、総額5億6,181万円を計上してございます。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生等への貸与を行うものですが、従来の育英奨学金の新規申請者は近年低調にありました。令和５年度に、時代に合わせた制度として奨学金の月額増加と入学準備金の新設を行い、また卒業後の地元就労などを条件に奨学金返還の一部を償還免除する制度を新設をいたしました。令和５年度は、高校生１名、大学生２名の新規認定がございました。また、令和６年度につきましても大学生６名の新規認定をしてまいります。今後も引き続き有用な人材を育成するとともに、那智勝浦町への定住促進も図ってまいります。

介護保険事業費特別会計につきましては、総額19億7,317万4,000円を計上してまいります。

勝浦地方卸売市場特別会計につきましては、基金の積立てや修繕料など総額2,014万4,000円を計上してまいります。

次に、企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、送水管の更新工事や配水管布設替え工事等を含め、より一層の安心・安全な給水サービスの充実に努めてまいります。

令和６年度より企業会計となりました下水道事業会計につきましては、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上いたしてまいります。

町立温泉病院事業会計につきましては、和歌山県地域医療構想や新宮保健医療圏において求められる医療機能を考慮した診療提供体制の下、病院を運営するための予算編成となっており、地域住民の皆様方に信頼される安全・安心な医療を提供することを基本方針に、よりよい医療の提供に努めてまいります。

以上が令和６年度の予算の概要でございます。

引き続き、報告第１号から御説明を申し上げます。

報告第１号につきましては、手数料条例の一部を改正する条例につきまして、法改正に伴う新たな手数料の追加と、各種手数料を徴収する根拠規定を明記する改正について専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第２号は、令和５年度一般会計において、均等割のみ課税世帯に10万円を給付する事業と、非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対し、世帯内で扶養されている18歳以下の子１人につき５万円を加算給付する事業、また令和６年能登半島地震の被災者支援のため、避難所運営業務や罹災証明書発行業務に従事する職員派遣に要する費用を補正したことについて専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第３号は、令和５年度水道事業会計において、令和６年能登半島地震の被災者支援のため、給水活動に従事する職員派遣に要する費用を補正したことについて専決処分の承認をお願いするものでございます。

議案第12号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法改正に伴い勤勉手当支給に係る条文の追加と、期末手当支給に関する所要の改正を行うものでございます。

議案第13号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の

税率改正などを行うものでございます。

議案第14号の人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例につきましては、那智勝浦町人権施策基本計画の策定に伴い、当該条例において引用する計画の名称を改正するものでございます。

議案第15号の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第9期介護保険事業計画に基づき、新しい保険料率の設定を行うとともに、制度改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第16号の那智勝浦町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例から、議案第19号の那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、省令の改正に伴い、介護保険サービス事業所等の指定基準に係る所要の改正を行うものでございます。

議案第20号の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、基準府令の改正に伴い、引用する法律の項ずれや規定の整理など所要の改正を行うものでございます。

議案第21号の子ども医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、子育て世代への経済的支援の充実のため、医療費助成の対象年齢を15歳から18歳に引き上げる改正を行うものでございます。

議案第22号の那智駅交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、温泉施設の閉鎖に伴い、関係条文の削除及びふれあい広場や世界遺産情報センター、農産物直売所の営業時間の変更について改正を行うものでございます。

議案第23号の漁港管理条例の一部を改正する条例につきましては、法律の名称の変更を受け、当該条例において引用しております法律の名称を改正するものでございます。

議案第24号の消防手数料条例の一部を改正する条例につきましては、政令の改正に伴い、新たな手数料の追加や金額の変更及び徴収の根拠規定を明記する改正を行うものでございます。

議案第25号の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、政令の改正に伴い、損害補償に係る補償基礎額の改正を行うものでございます。

議案第26号の水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

議案第27号の給水条例の一部を改正する条例につきましては、法改正により水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することから、当該条例において所要の改正を行うものでございます。

議案第28号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、病院の医療技術部において役職を細分化する改正や、部全体を統括する役職を新設するなど改正を行うものでございます。

議案第29号の病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

議案第30号は、令和5年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ3,177万2,000円を増額をし、予算総額を104億828万2,000円とするものでございます。主なものといたしましては、事業費の確定や実績見込みによる減額等の補正を行うものでございます。

議案第31号から議案第33号は、国民健康保険事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、介護保険事業費特別会計に係る令和5年度補正予算でございます。実績見込みや国県支出金の確定に伴う一般会計繰入金の増額等による補正が主な内容でございます。

議案第34号製氷貯氷施設の指定管理者の指定及び議案第35号の冷凍冷蔵施設の指定管理者の指定につきましては、今年度末をもって指定期間満了となることから、再度事業者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

以上が本議会に提案いたしました38件の概要でございます。その詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、何とぞ御審議をいただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（曾根和仁君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分（那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第4、報告第1号専決処分（那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 報告第1号専決処分（那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例）した事件の承認について説明させていただきます。

次のページに専決処分書をつけさせていただきます。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令が令和6年3月1日付で施行されたことに伴い、戸籍等の電子証明書提供用識別符号の発行に係る事務の手数料を新たに規定するものです。

次のページをお願いします。

那智勝浦町手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則で、この条例は令和6年3月1日から施行すると定めています。

住民の方は、電子証明書提供用識別符号、こちら英数字の16桁の符号になります。この符号の発行を受け、この符号を用いることでこれまで行政手続に添付していた戸籍謄本等の書類を省略することができるようになります。その符号の発行を受けるための方法としては、市町村窓口での申請とマイナポータルからオンラインの申請があり、今回の改正は、市町村窓口での申請に係る手数料の金額を定めるものになります。オンライン申請については無料となりま

す。

今回、戸籍法の改正により手数料条例の改正を行います。住民の方から符号の提示を受けて電子証明書を利用する行政側のシステム改修が現在も順次行われているところであり、全面的な運用の開始は令和6年度末、令和7年3月以降になる見込みとなっています。なお、一番早く電子証明書を利用できる行政手続はパスポートの申請で、夏頃に体制が整うと聞いております。

新旧対照表をお願いします。

電子証明書提供用識別符号の発行に係る新たな事務の手数料について、新旧対照表1ページ目の下段、戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円、及び2ページ目の下段、除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円のところで手数料の規定を追加しています。戸籍証明書、除籍証明書の交付を受ける手数料の金額よりそれぞれ50円安い金額となっています。その他の改正については、これまで記載していなかった根拠条例を明示するもので改正前の内容と変更はございませんが、令和6年3月1日付で施行された戸籍法の一部を改正する法律で可能となった戸籍証明書等の広域交付に関する条文も併せて記載しています。戸籍証明書等の広域交付については、これまで現戸籍、転籍前の除籍など、それぞれの本籍地の市区町村に請求し、証明書等の交付を受けていたものが、本人等の戸籍請求であれば本籍地以外の市区町村でも請求できるようになったものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番引地君。

○1 番（引地稔治君） すいません、聞きやっても大変難しいので分かりにくいんです。この町民の方、手数料これ、負担が上がるのか。これやったらまあ、ようけ変わらんような感じ、数字なんですけど、現実上がるのか。ほんで、上がるなら、下がる人はないのか。ほんで、どんな状況の人が上がるのか。上がるんか下がるんかだけでもちょっと教えてください。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 手数料の関係の負担、上がるか下がるかといいますと、下がります。

上がることはありません。デジタル化の推進に向けて、オンライン申請するようになれば無料となるので今までの負担がなくなる。ただ、オンラインとか苦手な方は符号の取得窓口で申請しに来るんですけど、その場合でも今までより50円安くなるということになります。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 1 番引地君。

○1 番（引地稔治君） なら、住民にとってはありがたいことなんですけど、役場としてはね、収入が減るっちゃうこと。大分減るん、これ。手数料下がることになるんでしょう。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 手数料は下がります。その分、微々たるもんかなとも思うんですけど

も。ただ、あとオンライン申請っていう話になりますと、窓口、役場の窓口に来なくても済む
っていうことになるんで、その辺の事務負担は減るというふうに思っております。

以上です。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

8 番東君。

○8 番（東 信介君） 一点だけ。

最後のほうにちょっと説明された、近隣の分まで取れるというような説明があったんですけど、もうちょっと詳しく。

〔「近隣のでも取れるん」と呼ぶ者あり〕

近隣の分までと。

○議長（曽根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 今まで戸籍謄本について、本町に籍のない戸籍、除籍を取る場合には、そこの市町村に行って戸籍を取ってもらうようになっていました。それで郵送請求するとかっていう形。今回の改正で、本人等に限るっていうか、直系の人だけに限るんですが、本人確認書類を持って全国どこの市区町村に行っても戸籍謄本が取れるっていうふうになります。ほかの付票とかっていうのは今までどおり、そこの籍あるところの市区町村に行ってもらわな駄目なんですけど、戸籍謄本に限っては顔写真つきの証明書を持ってきていただいたら、要はうちの籍にある、那智勝浦町の戸籍を取るんでも、北海道や沖縄でも取れるっていうふうな状態になります。

以上です。

○議長（曽根和仁君） 8 番東君。

○8 番（東 信介君） 戸籍謄本に限って取れるということですね。よく、自分のルーツを調べるのに勝浦から行って、その次に行ってって、物すごい大変な手間かかるんやったんですけど、もうこれはうちの窓口でできるということ。やっぱりその証明書を持って行ったらそこの市町村で簡単に取れるという形になったということ。

○議長（曽根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 戸籍に限ってですけども、那智勝浦町で全てどこの市区町村の分でも取れるっていう形になります。

○議長（曽根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 報告第2号 専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号））した事件の承認について**

○議長（曾根和仁君） 日程第5、報告第2号専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 報告第2号専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号））した事件について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和6年2月9日付、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,708万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億7,651万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。補正前の歳入合計102億9,942万7,000円に、款11地方交付税と款15国庫支出金で補正額7,708万3,000円を追加し、計で103億7,651万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費と款8消防費の補正で、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、歳入でございます。

このページの歳入と、次の5ページの歳出について、それぞれ7,708万3,000円の追加をお願いしてございます。

5ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金7,535万3,000円、一般財源が173万円となっております。

6 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。総務課の関係について御説明申し上げます。

款11地方交付税、目 1 地方交付税、補正額は173万円の増額で、計で34億5,890万8,000円とするものでございます。

7 ページからは3、歳出となっております。それぞれ担当課より説明申し上げます。

また、9 ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明のほうは割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 防災対策室の関係について御説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 5 災害対策費の補正額173万円につきましては、令和 6 年能登半島地震の職員派遣に係る職員手当、旅費、需用費の増額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明いたします。

6 ページをお願いします。

款15国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 8 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、福祉課分は5,557万9,000円でございます。後ほど歳出で説明します物価高騰対応重点支援給付金に係る費用全額を受け入れるものでございます。

7 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目12物価高騰対応重点支援事業費7,535万3,000円をお願いします。説明は別添の資料により説明をさせていただきます。

報告第 2 号の福祉課関係資料を御覧ください。

物価高騰対応重点支援給付金でございます。当該給付金につきましては、もう既に住民税非課税世帯への給付を実施しているところですが、加えて今回は住民税均等割のみの課税世帯を支援する新たな給付金となります。支給額は1世帯当たり10万円となります。

提出期限ですが、令和 6 年 4 月 30 日としております。そのため、一部予算を翌年度に繰越しを行い実施してまいります。

なお、既に申請受付を行っておりまして、1 回目の振込を 3 月 15 日に予定しております。

資料 2 ページをお願いします。

今回の補正予算書では、福祉課の給付金とこども未来課の給付金を合算したものとしております。これは、国の交付金を受けるに当たりまして物価高騰対応重点支援事業費という 1 つの事業として予算計上することで、各事業において実績が多くなり交付金が不足した場合、交付

金額を流用できるとされているため、今回合算して計上させていただいております。

それでは、表の福祉課の列を御覧ください。

節3職員手当8万円から節12委託料113万3,000円は、給付金事業に係る事務費、システム改修費用でございます。節18負担金、補助及び交付金5,400万円は、説明欄記載の給付金で540世帯分を見込んでおります。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） こども未来課の関係について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節8物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、こども未来課分は1,977万4,000円でございます。

歳出のほうで御説明いたします住民税均等割非課税世帯と、住民税均等割のみ課税世帯への給付金に対する子供加算で、児童1人当たり5万円を支給する説明欄記載の給付金の事業費全額を受け入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目12物価高騰対応重点支援事業費、補正額は7,535万3,000円でございます。

別添の報告第2号こども未来課関係資料を御覧ください。

物価高騰対応重点支援給付金の子供加算でございます。この給付金は、福祉課で実施しております1世帯当たり7万円の住民税均等割非課税世帯への給付金と、1世帯当たり10万円の住民税均等割のみ課税世帯への給付金への加算として、18歳以下の児童を扶養している子育て世帯に対して支給する給付金でございます。支給額は、対象児童1人当たり5万円でございます。

1世帯当たり7万円の給付の住民税非課税世帯に対する給付金を既に受給しております世帯のうち、対象となる世帯につきましては申請は不要となっております。

住民税非課税世帯で確認書が未提出の世帯、住民税均等割のみの課税世帯で子供加算の対象となる世帯につきましては申請が必要となっております。

福祉課の給付金と同様、提出期限は令和6年4月30日としまして、一部予算を繰り越して実施してまいります。

最初の振込につきましては3月15日を予定しております。

資料の2ページをお願いいたします。

こども未来課の列を御覧ください。

節3の職員手当等1万4,000円から節12委託料119万9,000円は、給付金事業に係る事務費、システム改修費用でございます。節18負担金、補助及び交付金1,850万円は、説明欄記載の給

付金で、住民税均等割非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯で扶養されております18歳以下の児童370人分を見込んでございます。

予算書8ページにお戻りください。8ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目5低所得子育て世帯生活支援事業費でございます。節3の職員手当等2万8,000円の減額、節10需用費で2万円、節11役務費で8,000円の増額は、給付金事業費の支払いに不足額が見込まれたため、専決処分をさせていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開10時45分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時33分 休憩

10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第3号 専決処分（令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第4号）） した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第6、報告第3号専決処分（令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 報告第3号専決処分（令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第4号））した事件の承認について御説明を申し上げます。

次のページをお願いします。

専決処分書をつけさせていただいております。

令和6年2月9日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いします。

令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和5年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億1,552万6,000円に補正予定額165万円を増額し、計5億1,717万6,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4億7,026万3,000円に補正予定額165万円を増額し、計4億7,191万3,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額7,300万8,000円に補正予定額111万4,000円を増額し、計7,412万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画と実施計画明細書になっております。説明につきましては実施計画明細書で御説明させていただきます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目3総務費、既決予定額7,073万9,000円に対し165万円の増額補正をするものでございます。節2手当111万4,000円、節6旅費53万6,000円は、1月1日に発生した能登半島地震に関し、日本水道協会関西支部の要請により応急給水活動に2月18日から26日まで給水車及び職員延べ8名を派遣するための費用でございます。

3ページからは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（菅根和仁君） 質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 説明のほうで、収益的収入及び支出のページ2ですが、営業費用、それから目の3、これ総務費と言われましたが、これ総係費、これもその下のほうもそこが総務費ではなくて総係費となっていると思うんですけど、文字の、字の間違いでしょうか。それだ

け。

○議長（曾根和仁君） 水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） ２ページの実施計画明細書の説明で目３総係費を間違えて総務費と読み間違えました。間違えました、すいません、修正をお願いします。

○議長（曾根和仁君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第３号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第７ 議案第１２号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第７、議案第12号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第12号について御説明申し上げます。

〔議案第12号朗読〕

今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから所要の改正を行うとともに、令和５年人事院勧告に準じて会計年度任用職員の期末手当について改めるものでございます。

関係資料の新旧対照表を御覧願います。

まず、第３条につきましては、会計年度任用職員の給与について規定してございます。地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員についても勤勉手当が支給可能となったことから、本町においても支給するために改めるものでございます。

第5条につきましては、「給与表の」という字句を「給料表のうち」という表現に改めるものでございます。

第14条につきましては、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について、一般職の例によるものとして改めてございます。この場合において、支給日についてはそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給することに改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

こちら、14条の2は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について新たに定めるものでございます。一般職の常勤職員の例により支給することと定めるものでございます。この場合において、その支給率は本町の定年前再任用短時間勤務職員と同じく、給料の月額額の100分の48.75としてございます。

第2項につきましては、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、期末手当と同じく支給基準等を同一にするものでございます。

24条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、フルタイム会計年度任用職員と同じくそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給することに改正するものでございます。

3ページをお願いいたします。

24条の2は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について規定するもので、支給割合はフルタイム会計年度任用職員と同じく100分の48.75とし、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給するほか、期末手当の規定と同様に在職期間の通算等を規定するものでございます。

このページ一番下の附則でございます。こちら、4ページにわたりまして附則第3項では、会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期、その他の当該改定に係る取扱いについては、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例によると改めるものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 会計年度任用職員さんの期末手当の支給の引上げ、そしてまた勤勉手当についての支給をするということなんですけども、この給与の改定、人勧とかに沿ってというか準じて今後ともずっとこう改定していくのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 人勧に沿ってどのような対応かというような御質問でございます。

こちらにつきましては、附則の3ページから4ページにわたります規定の中の附則のところで規定してございまして、従前はこの部分の適用は行わないということでしたが、今回は一般職と同じ扱いで改定していくものというふうに改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） パートタイムの会計年度任用職員さんのこの処遇改善でもあると思うんですけども、その分所得の壁もあってですね、その勤務時間が短くなるという話も聞きます。これは処遇改善とよいことなんですけれども、所得の壁に関係なく、こうもっと働きたいとおっしゃる方もあると思うんですよね。その点、こうどっちか選択とかできないんでしょうか。その点お伺いいたします。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

働き方改革の中でパートタイム、もしくはフルタイム、それぞれいろんな働き方が認められる状況でございます。本町におきましては、今のところパートタイム会計年度任用職員での任用というようなことで運用をしているところでございます。フルタイムでというところもございますが、今現在本町の会計年度任用職員におきましては、パートタイムというところで運用をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 失礼しました。パートタイム会計年度任用職員での運用というようにことでやっていますが、やはり働く方の希望と申しますか、その中で特に短い勤務を希望される方、パートタイム任用職員として限度まで働きたい方、その点は柔軟に対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私はね、昨年12月のときに、4月に遡っての遡及はできないかという。

ほんでそのときにほかの市町村は、この管轄内ですよ、新宮、それから東牟婁の管轄内の市町村、自治体のほうでは大体やる方向で検討しているということでしたんですが、それを今年の令和6年度からそういうふうに切り替えるということでこの説明の中にもありますが、ほんで、それでね、何でほかの市町村がそういうふうに踏み切ったのかということのをちょっと調べましたら、結局、この昨年5月2日付でね、総務省からこれ通達が出ているんですよね、出しなさいという。にもかかわらずなぜ出さなかったのか。それをちょっと、なぜしなかったのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

改正についての遡及ということでございます。議員おっしゃいますとおり、会計年度任用職員制度の適正な運用というところで総務省より通知を受けているところでございます。正職員に準じた対応を求めていることについては承知しているところでございます。しかしながら、本町では1年の雇用計画により毎年任用時に勤務条件を明示してその上で任用をしているとこ

ろでございます。年度当初の任用時に示した給与表の勤務条件等を年度末まで適用していること、それから当該勤務条件に年度途中での給与改定があり得ることを明示していないことから4月に遡及して改定を行わないものとしているところでございます。また、その旨で先ほど3番議員からの御質問にございましたとおり、遡及をしないというような条例規定を設けて運用してきていたところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ほかの自治体の状況は調べられましたか。ほかのところは全部それ、上げてるんですよね。このことについては、総務省のほうでも補正予算で予算措置を取っているという、それは国会答弁でも多分明らかになっていると思いますが、そこはどうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

まず、他の市町村の状況というところでございます。令和5年度におきまして遡及した自治体もあれば、本町のように令和6年度から適用する自治体もあるように承知してございます。東牟婁それぞれが統一されているわけではございませんが、東牟婁郡においては遡及を実施してございます。そのほか、西牟婁郡では遡及していない市町村等もございますので、各市町村それぞれまちまちな状況でございます。

また、予算措置というようなところでございます。確かに議員おっしゃいますとおり令和5年11月10日付事務連絡、令和5年度補正予算（第1号）に伴う対応等についてというような文章でございまして、その中で当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額及び交付の中で対応することとしているというようなことで文書を受けているところでございます。こちらにつきましては、基本的に地方交付税は地方の標準的な財政需要を元に算定されてございますが、用途を特定しない一般財源として交付されるものでございます。この文書によりまして、当然私どももその旨確認はしているところでございますが、先ほど申しましたとおり条例規定に基づき対応していること、それとまずは会計年度任用職員との契約条項の中で、改定しないというところで契約している中で運用させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） その最初に契約にするときの条件は、それはいろいろあると思うんですよ。それで、だけでもそれはあくまで条例改定をしたら済むことではないですか。そういうことの中でなぜ、ほかのこの新宮、東牟婁の管轄内ではやってないのは多分うちだけじゃないですか。そういうことの中で、ああやっぱりね、勝浦の職場というのは働きづらい職場なんかなという印象だって与えますし。確かにね、予算全体の枠はそれはいろいろ大枠で取っていると思います。これでこの辺の関係、給与関係ではこれだけのぐらいとなっているとは思いますが、何も札束に色をつけているわけではないんでね。だから、まあ言えばそういう予算の中

で工夫すればできることでしょう。それをなぜしなかったんかというのが私は疑問に思うんです。これまた時間もありますんで一般質問でやりたいと思いますが、そこらちょっと、多分その予算はほかのときに使用しているということになるわけですね。そのところは実際そうなっていると思うんです。実際に職員のほうには配置をされていない、給与があげられてないわけですから、その分は多分ほかのところに回っているということになると思いますが。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

同じ答弁となりますが、遡及適用した自治体もあれば本町のようにしていない自治体もございます。

また、そのなぜ今回遡及しないのかというようなところがございます。こちらにつきまして、同じような答弁となりますが、基本的には会計年度任用職員の場合はですね、まず扶養手当とか社会保険の扶養認定とかの条件にも給与面とかは関係してまいります。そういうことがあるので、一番当初、年度雇用する際に前もってこちらからの給与額、それからこういう待遇でというようなことを明示した上で1年間の雇用契約というような形で明示しているところがございます。そのような関係から、本町におきましては遡及せず令和6年度から適用すると判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第13号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第8、議案第13号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第13号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の改正は、国民健康保険税率の改正が主なものとなります。

次のページをお願いします。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

昨年度は、令和5年度以降の収支が赤字になる見込みであることなどから、増額の税率改正をお願いし、御可決いただきました。本年度につきましては令和6年度収支が黒字になる見込みであること、和歌山県内の市町村において令和9年度までに資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に移行することが求められていることから、資産割を大幅に縮減し、保険税総額が減額となる改正をお願いするものです。国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援分と介護保険の2号被保険者になる40歳以上の方にかかる介護納付金分から構成されており、それぞれに所得割、資産割、均等割、平等割が課税されています。条例第3条から第9条の3までは、基礎課税分、後期高齢者支援分と介護納付金分の税率改正を、第24条第1項はその税率改正に伴う2、5、7割の軽減措置の改正を行うものです。第24条第3項以降は、9月議会で可決いただきました産前・産後期間に係る国民健康保険税の減額規定について国からの通知に基づき文言を分かりやすく整理するもので、制度の内容については変更ございません。

次のページの下段をお願いします。

附則です。施行期日、この条例は令和6年4月1日から施行する。適用区分、この規定は令和6年度以降の年度分の保険税に適用し、令和5年度分まではなお従前の例によるとしています。

新旧対照表の後につけてます関係資料をお願いします。

新税率案と現行税率案との比較表です。一番上に合算、その下にその内訳の基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付金分を記載しています。

一番上の合算で説明させていただきます。国民健康保険税につきましては、資産割廃止のほか、所得割・資産割の応能割と、均等割・平等割の応益割が50対50になるように求められており、本町の現在の割合は48.2対51.8となっています。今回の改正は、資産割の縮減幅を大きくして、現行35%から20%減の15%に引下げ、その引下げ額の財源の約半分を所得割で確保するため、所得割を現行の12.7%から0.3%増の13.0%とし、応能割と応益割のバランス確保と将来的な県下での保険料統一に向け、県下でも高水準の平等割を現行5万円から3,000円減の4万7,000円としています。均等割については現行どおり変わりありません。その結果、本町の応能割と応益割の割合は48.2対51.8で変わりありません。1人当たりの保険税は3,983円の減となり、令和6年度の国民健康保険税は約1,100万円の減収になると見込んでいます。

資料の裏面をお願いします。

モデルケース比較表です。モデル1、軽減なしの4人世帯です。所得260万円、固定資産税

5万円のケースでは年間6,500円の減額となります。モデル2、2割軽減の4人世帯、所得210万円、固定資産税5万円のケースでは年間7,600円の減額。モデル3、5割軽減の2人世帯、年金所得75万円、固定資産税5万円のケースでは年間7,700円の減額。モデル4、7割軽減の単身世帯、年金所得40万円、固定資産なしのケースでは年間900円の減額となります。この4ケースでは全て減額となっていますが、所得と固定資産の状況によっては現行よりも保険料が上がるケースも出てきますが、大半の方については減額となると見込んでいます。なお、税率改正につきましては、国民健康保険運営協議会を開催し、諮問しました原案どおりの答申をいただいています。国民健康保険の状況は、被保険者の減少や医療費の増加などにより厳しい状況が続くと予想されますので、収支のバランスや将来の見通しなどを考慮しながら今後も税率改正を行っていきたいと考えています。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 今、説明の中で応益割と応能割の比率48.2と51.8ということで報告されました。もしですね、先ほどの県の段階でということで話をされてて、資産割が廃止されるという方向で報告されましたが、もし資産割がなくなったとき、この応益と応能の比率割合はどのようなになるかお考えでしょうか。そういったことも含めて考えておられるんやったらちょっと教えてください。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） すいません。資産割廃止後の応能割、応益割の比率かと思います。資産割廃止後も応能割、応益割が50対50が望ましいというふうにされていますので、できるだけそれに近い状態に持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 資産割はいろいろあるので、空き家を自分が抱えている場合にまたこれも資産に入りますから大変なことにもなりますし。そういう意味では資産割を低くするというんか、そういう意味での考えは持っていく方は大事だと思うんですが、僕はね、やっぱり、まあ言えば税のほうは所得割というんか、そこが、所得の多い人ほどたくさん払うべきだと思うわけですが、そういう意味で資産割の分が一定平等割のほうにもかかってくるということの中でね、確かにモデルケースで見たらマイナスになってるんですが、先ほどの説明の中でも部分的には高くなる場所もあるという話です。僕は、やっぱり前の一般質問のときにも言わせてもらいましたが、子育て世代を支援していくということであればね、均等割を、生まれたときからもう税金がかかるというね、そういうやつはなくしていくべきだと。ほいで、働く者がね、その分で働くところで所得に応じて出せばいいわけですから、だからそういう方向に僕は持っていくべきだと。何もない、働く力の能力もまだ、働くこともできていない、できない子供たちがそこに税金をかけていくというやり方はね、やっぱり納得はいきません。そういう意

味でそのところをなぜそういうところにできないのかなと。今回、言うたら黒字になったというわけでしょう。それだったらそういったところに、確かにプールしておけば後の不安要素が消えるという部分はあると思いますけども、それでもやっぱり税をかけて使う場合は、ある意味で言うたら真水で使う必要が僕はあると思うんですよ。そういう意味で言うたら、そこらの黒字になった分はきちんと均等割で例えばそういったところを子育て世代の支援に回すとかということも含めてね、検討すべきじゃないと思うんですが、そこらはどうなのでしょう。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 今回、黒字っていうところで、その黒字額を均等割額のほうで減にできないかというようなお話かと思うんですが、令和5年度、令和6年度につきましては、県への納付金を納める、県に対する納付金に対して県から基金のお金の投入がされております。令和5年度では本町に対して約8,000万円ぐらいの基金が投入されてあって、県から。その分で押し下げられているというところがありますので、今回黒字になった部分っていうのは、その基金を除くととんとんか少し赤字っていうぐらいのところですよ。令和6年度の見通しについても同じように基金投入されてあって、その分が黒字出るのかなっていうふうに思っています。ですんで、それを除いてしまうと均等割を減にした部分をほかのところに転嫁しなくてはいけないというふうになってきていますので、ちょっとその辺は慎重に検討する必要があるのかなというふうに考えています。

また、県下統一の保険料に向けて、一応うちとしては県下の標準的なラインというか、その辺にできるだけ合わせにきたいというふうに考えています。均等割につきましては令和5年度の実績ですが、県下では30市町村中14番目の水準、それから平等割については県下30市町村のうちの高いほうから3番目の水準ってなってますんで、今回少し収支に余裕があるうちにこの3番目に高い平等割を下げていきたいというところで資産割と減の分を応益割の均等割、平等割には求めずに平等割のほうの金額を下げにいったというふうな形です。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 県で統一化を図っていくというのは、何ていうのかな、やっぱりそういう財政的に弱いところを全体で潤して支援していくというのが体制ですから。そのために県下統一のことを考えているわけですね。だから、当然県からのそういう基金が投入されるのは、これは当たり前ですよ。だから、そういう意味で言うたら、その部分についてはね、一定そういうことも含めて考えていくことは僕は一番大事じゃないかなと。それが今の、言えば町政が進めていく方向にもつながっていくというふうに僕は思うんですよ。そやから、それはあくまで県下を少しでも弱い自治体に対して支援をしていくということが県の統一化の基本で、そうですね。そのところをもう一回確認しますが。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） すいません、県の基金っていうのもあくまで財政を運営していく中でプラスで出たものを積み上げたりというふうな形になってくるかと思うので、その基金が

幾らでもあるというわけではございませんので、県下全市町村の中で収支が取れるようにって
いうふうに税率を定めてやっていくものだと考えております。

以上です。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

10番津本君。

反対やね。

○10番（津本・光君） 今回のその改定については、先ほども質問で言いましたようにいろんな問題をやっぱり抱えていますんで。特に、先ほども言いましたように、子育て世代への支援というのはほんまに大変な状況です。私の友人もこの間行ったときに、これから国保税のあれを払いに行かんと、子供うち、子供多いのに収入少ないから大変やと言いながら困っていましたです。そういう実態を考えたときにね、このやっぱり子育て世代が安心してこの町で生活していくというためにはね、そういった支援がやっぱり僕は必要だと思いますので、均等割を増やすということでの方向に持っていくべきだということで、この案については反対したいと思います。

○議長（曽根和仁君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（曽根和仁君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

日程第9 議案第14号 那智勝浦町人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第9、議案第14号那智勝浦町人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第14号那智勝浦町人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いします。

那智勝浦町人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。

資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。そちらを御覧ください。

今回の改正は、平成12年3月に策定的那智勝浦町人権同和行政基本計画について、本年度見直しを図り、新しい計画を作成したことによる所要の改正でございます。

改正前を御覧ください。

第2条は、本条例における町の責務について定めており、各条文内に引用されている那智勝浦町人権同和行政基本計画を改正後の那智勝浦町人権施策基本計画に改正するものでございます。

改正条例にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第15号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第10、議案第15号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第15号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いします。

那智勝浦町介護保険条例（令和3年条例第8号）の一部を次のように改正する。

資料といたしまして、新旧対照表と関係資料を添付しております。

関係資料を御覧ください。

まず、改正の趣旨といたしまして、この改正は令和6年度から令和8年度を期間とする第9期介護保険事業計画に基づき、新しい保険料率の設定を行うとともに、介護保険制度の改正に伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

下段の四角のところをお願いします。各改正条文の説明となります。

第3条第1項は、国が示す標準段階の9段階から13段階への多段階化、低所得者の標準乗率の引下げ、高所得者の標準乗率の引上げ等を基に、第9期介護保険事業計画の計画期間中の介護保険料率を定めており、同条第2項では低所得者への負担軽減措置について読替えを行うものでございます。

この資料の3ページを御覧ください。

介護保険料の資料となります。上段が第8期計画、下段が第9期計画となります。

下段を御覧ください。

まず、保険料率の段階区分につきまして、9段階から13段階に細分化いたします。第1段階から第3段階においては保険料率を引き下げ、細分化した第10段階から第13段階においては所得に応じ保険料率を引き上げるものとしてございます。

次に、保険料の額についてですが、基準額となる第5段階の年間保険料は旧計画の7万1,400円から6万7,200円、月額にしますと5,950円から5,600円としてございます。保険料の減額につきましては、今後3年間の高齢者数や介護サービス料を推計いたしまして、加えて介護給付費準備基金の活用も考慮いたしまして引下げとしてございます。

2ページへお戻りください。資料の2ページへお戻りください。

第5条の改正についてでございます。四角内を御覧ください。

第5条第3項では、賦課期日後の資格取得や資格喪失等があったときの保険料の月割りについて定めるもので、介護保険法施行令の一部改正を受け、保険料率の細分化に伴い対象となる号等を整備するものでございます。

附則といたしまして、第1条は施行期日を令和6年4月1日とするものです。第2条は、改正による経過措置について定めるものです。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） その改正前と改正後の資料のやつです。新旧対照表ですか。

これは、利用、額がですね、利用の額ではなくって1年の間で集めていく金額が少なくなるということで考えてよろしいんですね。それが一つです。

それともう一つは、全体を見ましたら、結局収入の低い人ですね。この人の分は安くなりますが、420万円未満ですね、の人は安くなるけれども、それ以降の分については細分化をして増やすということの考え方でよろしいでしょうか。10段階から13段階までですね。これは細分化をして増やすということになると思うんですが、それまでであれば9段階以降は同じ金額だったと思うんですが、そういうことでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

この資料のとおりですね、まず、旧計画と新計画で比べますと、基準となるのは第5段階になります。その額でいくと前計画より低く下げさせていただいているということでございます。そういったことで、徴収させていただく保険料というものは少なくなるかと考えていただいて結構かと思います。

ただ、次に言われていました低い方、所得の低い方ですね、第1段階から第3段階の方につきましては、より低く安く設定させていただいて、細分化させていただいた10段階から13段階の方につきましては、保険料率、保険段階区分ですね、それを上げさせていただいて高くなるということになります。低い人は、所得の低い方は安くさせていただいて、所得の高い方については少し多めにいただく、そういう仕組みになってございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 現状的那智勝浦町に当てはめると、この介護保険料は増えるんでしょうか。全体で集まる額ですね。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えします。

今回の保険料の見直しについてですけども、まず、3年間、来年6年度から、6年、7年、8年度、3か年の計画になるんですけども、それで徴収予定となっているのは10億4,900万円程度となっております。

総額的に増えるのかどうかということでございますけども、決算は実際分からないんですけども、当初予算で比べさせていただきますと昨年度より1,800万円の減額ということで予算を

組んでおりますので、少なくなるというような見込みになっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 議案第 1 6 号 那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 2 議案第 1 7 号 那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 3 議案第 1 8 号 那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 4 議案第 1 9 号 那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第11、議案第16号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例から日程第14、議案第19号那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例までを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第19号につきまして一括して御説明いたします。

各条例の説明に入る前に、議案第16号から議案第19号までは改正内容に重複する部分が多く

ございますので、その概要につきまして初めに御説明いたします。

議案第16号に添付してございます資料、議案第16号、第17号、第18号、第19号関係資料を御覧ください。

まず、改正の趣旨といたしまして、今回の改正は介護保険に係る国の省令改正に伴い、町が指定する介護保険サービス事業所等に係る指定基準を定める条例の改正を行うものでございます。なお、指定基準は国の省令に沿って条例で定めることとされているため、今回の改正内容は国と同じ内容としております。

2、改正が必要な条例は記載のとおり4つの条例となります。なお、(1)の条例は、要介護認定者へのサービスを提供する事業所、(2)は要支援認定者へサービスを提供する事業所、(3)は要支援認定者のケアプランを作成する等の事業所、(4)は要介護認定者のケアプランを作成する等の事業所でありまして、いずれも町が指定を行う事業所ということになります。

次に、主な改正内容ですけれども、(1)管理者の要件緩和。事業所を効果的に運営する観点から管理者の兼務要件等を緩和する。これは、改正前において管理者が他の事業所の職務に従事できる条件としまして「同一敷地内にある場合に限る」としていたものを、改正後では「同一敷地内にある」を削除しまして広く兼務を可能とするものでございます。(2)介護現場の生産性向上。利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づける。(3)身体的拘束等の適正化の推進。1、身体的拘束等を行う場合の要件を明確化する。2、身体的拘束等を行う場合の理由等の記録を義務づける。3、身体的拘束等の適正化のための委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務づける。(4)新興感染症対策の強化。新興感染症発生時に備え、協力病院等との連携体制の構築について規定する。

2ページをお願いします。

(5)居宅介護支援・介護予防支援としまして、1、テレビ電話等を活用するなど利用者の居宅訪問回数の緩和を可能とする。2、介護支援専門員の配置基準を緩和する。(6)その他、省令改正に準じて所要の改正を行っております。

4としまして、施行期日は令和6年4月1日でございます。

3ページ以降に用語についての説明をつけてございます。

それでは、議案第16号について御説明いたします。議案にお戻りください。

議案第16号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

次のページに改正する条例を記載しております。

資料としまして、新旧対照表及び関係資料を添付しております。

関係資料を御覧ください。

各改正文の後の四角内に主な説明内容を記載しております。なお、語句の修正等、簡易な改正につきましては説明を割愛させていただきますので御了承ください。

上から2つ目の四角内から御覧ください。

第6条から第42条までは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての改正となります。
次の四角をお願いいたします。

第7条は、提供するサービスの質を確保しつつ、介護サービス事業所を効果的に運営する観点から管理者の兼務要件の緩和を行うものです。

第24条は、身体的拘束等の適正な推進の観点から、当該利用者、または他の利用者等を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、また身体的拘束等を行う場合の記録の義務づけを行うものです。

2 ページの上段をお願いします。

第34条は、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、事業所内で書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものです。なお、附則第2条において1年間の経過措置を定めています。

第42条は、身体的拘束等に関する5年間の記録の義務づけを追加し、今回の改正に伴う語句の修正を行うものです。

第47条から第58条までは、夜間対応型訪問介護、についての改正となります。

次の条文以降及び各議案において管理者の兼務要件の緩和や身体的拘束に関する改正等、一度説明させていただいたものと重複する内容につきましては説明を割愛させていただきます。

3 ページの下段をお願いします。

第59条の4から第59条の20の3までの地域密着型通所介護についての改正と、4 ページをお願いします、第59条の24から第59条の37までの指定療養通所介護についての改正と、次の第62条から第79条までの認知症対応型通所介護についての改正は、これまでの内容と同じ改正でございます。

5 ページの一番下をお願いします。

第82条から第107条までは、小規模多機能型居宅介護についての改正となります。第82条は、今回の改正に伴い、令和6年3月31日に廃止となる指定介護療養型医療施設に関する記載部分を削除するものでございます。

6 ページの中段をお願いします。

第92条は、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、身体的拘束等に関する必要な措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）の義務づけを行うものです。なお、附則第3条において1年間の経過措置を定めています。

第106条の2は、介護現場の生産性の向上の取組を推進する観点から、現場における課題抽出及び分析により必要な対応を検討し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものです。なお、附則第4条において3年間の経過措置を定めています。

7 ページをお願いします。

第111条から第128条までは、認知症対応型共同生活介護についての改正となります。

8 ページの上段をお願いします。

第125条は、高齢者施設の利用者に対し、対応可能な医療の範囲を超えた場合、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、要件を満たす協力医療機関を定めることを努力義務とし、また新興感染症の発生時には感染者への診療等、迅速に対応できる体制を構築する等の規定を行うものでございます。

2つ飛びまして、第130条から第149条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護についての改正となります。第130条は、令和6年3月31日に廃止となる指定介護療養型医療施設に関する規定を削除し、従業者の配置人数の緩和要件について新たに規定を追加するものでございます。

9ページが一番下をお願いします。

第151条から第177条までは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についての改正となります。

10ページの2つ目をお願いします。

第165条の2は、入所者の病状の急変等、緊急時の対応方法について年に1回以上の見直しを行う等の義務について新たに規定を追加するものです。

11ページの上段をお願いします。

第172条は、入所者の病状の急変等に備えるための協力病院を定める際の条件を追加し、また新興感染症の発生時には、感染者への診療等、迅速に対応できる体制を構築する等の規定を追加するものです。なお、附則第5条において3年間の経過措置を定めてございます。

2つ飛びまして、第187条は、今回の改正に伴い、管理者の研修の受講に関する努力義務を追加するものでございます。

1つ飛びまして、第191条から第201条までは、看護小規模多機能型居宅介護についての改正となります。

12ページをお願いします。

第197条は、今回の改正により看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での通いや宿泊において、看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い所要の改正を行うもので、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、身体的拘束等に関する必要な措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）の義務づけを行うものです。なお、附則第3条において1年間の経過措置を定めています。

附則といたしまして、第1条は施行期日を令和6年4月1日とするものです。第2条以下は経過措置について規定するものです。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第17号について御説明いたします。議案第17号をお願いいたします。

議案第17号那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページに改正する条例を記載しております。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しております。

関係資料を御覧ください。

上から2つ目の四角から御覧ください。

第6条から第42条までの介護予防認知症対応型通所介護についての改正と、2ページの下段をお願いします、第44条から第64条までの介護予防小規模多機能型居宅介護についての改正と、4ページの中段をお願いします、第72条から第86条までの介護予防認知症対応型共同生活介護についての改正は、管理者の兼務要件の緩和や介護現場の生産性向上のための委員会の設置義務並びに身体的拘束に関する改正等で、議案第16号と同じ改正内容となりますので説明は割愛させていただきます。

5ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1条は施行期日を令和6年4月1日とするものです。第2条以下は経過措置について規定するものです。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第18号について御説明いたします。議案第18号をお願いいたします。

議案第18号那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページに改正する条例を記載しております。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しております。

関係資料を御覧ください。

上から2つ目の四角から御覧ください。

第4条は、介護予防支援の円滑な実施を図る観点から、指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の基準について明確化するものです。

2ページをお願いします。

第5条は、介護予防支援の円滑な実施を図る観点から、介護予防支援事業所の管理者となる主任介護支援専門員の設置について要件を明確化するものです。

第6条は、ケアマネジメントの公正中立性の確保等を図る観点から、介護予防サービス計画の作成に関し、利用者等の理解を求める対象を明確化し、また支援の提供開始後、利用者が入院する場合、病院等に伝えるよう求めている担当職員について明確化するものです。

第12条は、遠方等、通常の地域以外における居宅介護支援事業の実施に係る料金の受領について明確化を行うものです。

1つ飛びまして、第14条、指定介護予防支援業務を委託するに当たり、委託元となる支援事業者の規定について明確化するものです。

4ページをお願いします。

第32条第2号は、身体的拘束等の適正な推進の観点から、身体的拘束等について要件の明確化を行うものです。

第32条第16号は、介護予防サービスの実施状況の把握について、人材の有効活用及び指定居

宅サービス事業者等との連携によるケアマネジメントの質の向上の観点から、要件を付した上でテレビ電話を活用するなど利用者の居宅訪問回数を緩和する規定を定めるものです。

第32条第29号は、要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援を行うに当たり、市町村から情報提供の求めがあった場合、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に提供する義務を定めるものです。

附則といたしまして、第1条は施行期日を令和6年4月1日とするものです。第2条は経過措置について規定するものです。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第19号について御説明いたします。議案第19号をお願いいたします。

議案第19号那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページに改正する条例を記載しております。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しております。

関係資料を御覧ください。

上から2つ目の四角から御覧ください。

第5条は、居宅介護支援の円滑な実施を図る観点から、居宅介護支援事業所に置かなければならない常勤の介護支援専門員の配置基準を緩和するものです。

2ページをお願いします。

第7条第2項は、ケアマネジメントの公正中立性の確保等を図る観点から、介護サービス計画の作成に関し、利用者等の理解を求める対象を明確化するものです。第3項は、利用者等に対して当該事業所で作成した介護サービス計画に占める訪問介護等の各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたサービスの利用割合について説明し、理解を得ることを努力義務とするものです。

次の条文以降の改正は、議案第18号と同じ内容となりますので説明は割愛させていただきます。

4ページをお願いします。

附則といたしまして、第1条は施行期日を令和6年4月1日とするものです。第2条は経過措置について規定するものです。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） これ多分、施設でも自宅でもこの何ていうんですか、介護の人員不足やということで、国がこういうふうな体制になってきたんやと思うんですけど、実際この改正で現場はかなり楽になるのかな。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、介護人材不足の影響もあって国は見直しをされたものと考えております。そういった中で、実際に楽になるのかということでございますけれども、例えば一つを例に挙げてみますと、ケアプランを作成する等の事業所、これ介護予防であれば3か月に1回利用者で面談しなければならないという規定があるんですけども、連続する2期間、2期間ですね、だから6か月間に2回本来しなければならないんですけども、それを1回、環境が整った場合ですけども、テレビ電話を活用して面談ができるということになっています。条件があるんですけども、医師の了承であるとか、その利用者の方の健康状態が健全であるとかいろんな条件はあるんですけども、そういったことができれば確かに楽になるとは考えております。ただ、現状うちで考えますと、福祉課におきましては包括支援センター、そちらで要介護支援のケアプラン等を作成しておりますけれども、なかなかそういったところまで整備できておりません。そういった今後時代とともにそういったテレビ電話を活用してというのがどんどん普及していくことと考えておりますけれども、なかなか改正は、国の改正はこのようにさせていただいておりますけれども、すぐすぐになかなか楽にならないものとは考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時06分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

議案に入る前に、町長よりロケットに関する報告がありますので、発言を許可します。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 午前中、町政報告で御報告申し上げたんですけれども、3月9日のカイロスの打ち上げにつきまして、本日48時間前ってということで予定どおり打ち上げるっていうこ

との情報が入りました。ただし、あした24時間前に天候を再度見て、時間等々を……

〔「あしたもう1回」と呼ぶ者あり〕

はい、ということのようでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第20号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第15、議案第20号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 議案第20号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものでございます。特定教育・保育施設とは、施設型給付費の支給の対象と認められる保育所、認定こども園、幼稚園。特定地域型保育事業とは、地域型保育給付費の支給対象となる家庭的保育事業等でございます。

資料といたしまして、関係資料と新旧対照表を添付してございます。

関係資料をお願いいたします。

1、改正の理由でございます。

本条例は、国の基準に基づき制定されております。国の基準である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号、以下「基準府令」という。）が一部改正されたことに伴い、本町の条例について所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容でございます。

(1)引用する法律の項ずれに係る改正。第15条関係でございます。

第15条は、各施設の区分に応じた特定教育・保育の取扱方針を規定しているものでございます。第15条第1項第2号にあります認定こども園の施設区分の規定につきまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第3条が改正され、項ずれが生じたことを受け、この法律を引用する基準府令が一部改正されたことに伴い、基準府令に準じ、同条9項を同条10項に改正するものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

(2)重要事項の揭示方法の改正、第23条関係でございます。

基準府令第23条において、特定教育・保育施設の見やすい場所に掲示しなければならないとする施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとするものでございます。

次に、(3)読替規定の追加、第36条関係でございます。

第36条につきましては、保育の必要性がある満3歳以上の小学校就学前の子供が幼稚園から受ける教育、特別利用教育の基準を定めたものでございます。基準府令第36条第3項において、第6条第2項に対する読替規定の改正がされたことに伴い、規定の整理を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

(4)文言の修正、第53条関係でございます。

第53条につきましては、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能とする規定でございます。基準府令第62条に規定する磁気ディスク及びCD-ROM等の使用による記録を定めた規定による磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものについて、技術中立性を明らかにする観点から媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改められたことを受け、基準府令に準じて改正するものでございます。

施行期日につきましては公布の日からとし、ただし、23条の改正規定につきましては令和6年4月1日でございます。

説明につきましては以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第21号 那智勝浦町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第16、議案第21号那智勝浦町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 議案第21号那智勝浦町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町子ども医療費支給条例（昭和48年条例第10号）の一部を次のように改正する。

資料といたしまして、関係資料と新旧対照表を添付してございます。

関係資料をお願いいたします。

1、改正の理由でございます。

子ども医療における子供の助成対象年齢を拡充し、子育て世帯への経済的支援の充実を図るため、本町の条例について所要の改正を行うものです。

2、改正の内容でございます。

(1) 子供の対象年齢の改正と定義の追加、第2条関係でございます。現行、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者という子供の定義を18歳まで拡充させ、住所要件を明記するとともに、修学のために他の市区町村に住所を移し、当該市区町村の助成対象とならない者で、保護者が町内に住所を有する者も含めるものとし、また保護者と同じ医療保険に加入していることを定義として追加するものでございます。

(2) 文言等の修正、第3条関係でございます。第2条における子供の定義の中で住所要件を明記したことにより、支給対象者を規定する第3条中、現行「那智勝浦町に住所を有する子ども」を「子ども」に改め、同条2項として「その他町長が特別の理由があると認める者」を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。

(3) 医療費の適用の明確化、事前準備の明記、経過措置関係でございます。施行日前後の規定における医療費の適用を明確化するため、また施行日から対象年齢の拡充により新たに資格を有することとなる子供の受診資格の登録等、必要な準備を事前に実施するための経過措置を設けるものでございます。

施行期日につきましては令和6年4月1日でございます。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 今回、子ども医療費の拡充ということなんですけども、このただし書にある修学のために他の市町村で住所を移しという文言があるんですけども、ここは今回実施する

他の市町村も一緒なのかどうか、そういう規定があるのかどうか、その点お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） お答えいたします。

ほかの市町村にそういった規定があるのかどうかということでございますけども、全国的にいろいろ見させていただいたところでは、こういった形で就学前の文言、入っているところもあるところがありますし、全くないところもございます。確認しているところではそういうことでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 那智勝浦町にそういう規定があるというのはええことやと思うんですけども、ありがたいと思います。

ちょっと確認させてほしいんですけども、これ例えば和歌山に行っている学生、高校生、例えば和歌山のほうで病院にかかった、そういう場合は自己負担分を領収書か何かもらってきて、それでこちらのほうで請求するというような形でいいんでしょうか。どういうふうな形になるか、その点お伺いします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） お答えいたします。

県内の医療機関につきましては、償還払いではなくそのまま医療が受けられるということでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 申し訳ありません。いま一度ちょっと確認させていただきたいと思っております。すいません。お願いします。

〔「確認する、調べると言いやる」「休憩する」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） ちょっと議案の採決にも関わるから、どうする。休憩する。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時42分 休憩

13時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） すいません、貴重な時間を費やさせていただき申し訳ございませんでした。

先ほどの医療費、県内ではどうかというお話ではございますが、和歌山県内の医療機関でかかるっていうことになれば、受給者証を提示すれば受診ができるということになっております。ただ、県外の医療機関となれば償還払いの対応となります。

以上でございます。

〔「ただし、行けないところがあるかもしれない」と呼ぶ者あり〕

はい、すいません、付け加えさせていただきます。

今、説明させていただきました県内の医療機関、基本的には全てのというか、県内のを行けるということで、原則ということでございます。

以上でございます。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

5 番藤社君。

○5 番（藤社和美君） 改正後の第3条の2項に、そのほか町長が特別な理由があると認められる者というのをわざわざ追加しているんですけど、こういった事例をイメージしているかどうか分からない、どういうふうな……

〔「イメージできんから」と呼ぶ者あり〕

その、私ちょっとこうイメージしにくかったんで、こういった事例を想定して入れたのかなと思ひまして。

○議長（曽根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） お答えいたします。

その他の町長が特別な理由があると認める者ということですけども、想定されるものなんですけども、今言われたようにこれといったっていうのは今現状ございません。いろいろ考えた上で今後そういった判断がつきにくいとかという事例が出てくる可能性もございますんで、そのために入れさせていただいております。

以上でございます。

○議長（曽根和仁君） ほかにありませんか。

8 番東君。

○8 番（東 信介君） この新旧対照表の中で、15歳の3月31日までの表示と、18歳までっていう表示で変わってあるんですけど、これは多分そのいろいろな理由があって18歳以上でも高校生という形になってあるというのは町長判断のこの特別な理由がある者と認めた者に入っていくのかなと思って。例えば、18歳、19歳でも高校生の場合やったら町長の認めた、理由があると認めた者に入っていくのかなと、その辺ちょっとお聞きします。

要は、小さいときに体の調子が悪くて留年した子が、そのまま高校3年生になったら19歳になるやないですか。

〔副町長瀧本雄之君「そういうようなの、出てくるんや。考えに入ってた。そのために町長が特別な理由が、というのがいるんや」と呼ぶ〕

〔「おるものの」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

〔「そういうことも当然考えられると思います」「議論せなあかん、年齢で切るのか」と呼ぶ者あり〕

○こども未来課長（竹原大二君） お答えします。先ほどの件につきましては、そういった事例、いろいろ想定されない事例とかということも出てくるかと思いますが、その点につきましてはその状況に応じて考えていかなければならないことやと思っております。

以上でございます。

〔「19になったらあかん」「高校生」「いや、18歳が優先やと思う」「身体的理由があって、留年してもあかんということかん」「年齢や」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第23号 那智勝浦町漁港管理条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第17、議案第23号那智勝浦町漁港管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 議案第23号那智勝浦町漁港管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

改正理由としまして、上位法に当たる法律名が変更となったものです。この条例は、町が管理する漁港の維持管理について必要な事項を定める条例となっております。

次の新旧対照表のほうをお願いいたします。

第1条中の「漁港漁場整備法」を、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第24号 那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第18、議案第24号那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第24号那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページをお願いいたします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、本町消防手数料条例の一部を改正するものでございます。

関係資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいておりますので、そちらで御説明いたします。

資料1ページ及び2ページの別表第1、危険物関係では、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所

及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の申請手数料の額を、貯蔵最大数量に応じてそれぞれ改正前の下線部から改正後の下線部のとおり引き上げるものとさせていただきます。

3 ページをお願いします。

別表第3、高圧ガス関係では、移動式製造設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可申請手数料の額6,000円を新たに設けるものとさせていただきます。

4 ページをお願いします。

別表第4、液化石油ガス関係では、手数料の額の欄中、高圧ガス保安法の略でございませう高法第20条第1項または第3項に、同法第39条の22第1項を加え、字句を改めるものとさせていただきます。

附則といたしまして、本条例の施行日は令和6年4月1日としてさせていただきます。

説明は以上でさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第25号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第19、議案第25号那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第25号那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページをお願いいたします。

最近における社会経済情勢により、基準制令における補償基準額の引上げが令和6年4月1日に施行されることに伴い、本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

関係資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいておりますので、そちらで御説明いたします。

第5条第2項第2号では、消防団員以外の消防作業従事者等の補償基礎額を8,900円から9,100円に改め、消防団員につきましては階級及び勤続年数により基礎額を別表のとおり改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項に施行期日を、第2項では経過措置を記してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曽根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第26号 那智勝浦町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曽根和仁君） 日程第20、議案第26号那智勝浦町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第26号那智勝浦町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次のページをお願いします。

那智勝浦町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項に条ずれが発生するため、第5条中第243条の2第4項を、第243条の2の8第8項に改めるものです。

別紙、新旧対照をつけさせていただいております。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第27号 那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第21、議案第27号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第27号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いします。

那智勝浦町給水条例（平成10年条例第6号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、水道法の一部改正に伴い、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることとなったため、第6条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に、第7条第1項第38条第2項ただし書及び第41条第1号中

「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものです。

別紙、新旧対照表をつけております。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第28号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第22、議案第28号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議案第28号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の改正は、医療技術員に係る等級別基準職務表の改正を行い、組織の見直しと職員確保の強化を図るものでございます。

別添の関係資料にて説明させていただきますので、新旧対照表を御覧願います。

別表(5)等級別基準職務表の(3)医療技術職の表の下線部の改正をお願いいたします。

まず、6級では、医療技術部長の役職を追加しております。医療技術部では現在、放射線科、検査科、リハビリテーションセンターなど各部署に技師長がおり、それぞれの部署の管理職として従事していますが、医療技術部全体の取りまとめ役が不在の状態です。今回、その職として医療技術部長を配置したいと考えております。

5級につきましては、役職の具体名として技師長を規定しております。

4級、3級につきましては、それぞれ記載の役職を追加しております。医療技術職では、採用後、部署の異動はなく、同一職場の同一役職で長く勤めることとなります。3級及び4級に新たな職務を設けることにより、職員がステップアップしている実感を持つことができ、モチベーションアップや離職防止につながると考え、今回改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 医療技術部長というのは今聞いたんです、1人ということなんですけども、その部門が、検査とリハビリとまだほかにあるんかどうか。その何部門あるんかどうか。

それと、その医療技術員の長というのと、この技師長、前の技師、新しい技師長ですかね。その、このニュアンスというのが同じ意味なのかどうか。何か技師長というのはレントゲン技師さんのイメージがどうしても出てくるんですけども、この言葉が適正なのかどうかをお伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えします。

現在の医療技術部といたしましては、放射線科、検査科、リハビリテーションセンター、栄養科、それとMEセンターの5つの部署がございます。これを統括する役職として医療技術部長のほうを新たに置きたいというふうに考えてございます。

また、現在の技師長との役割ということでございますが、現在技師長は、あくまでもそれぞれの科、センターの長としての業務をしていただいております。各、例えば放射線科の技師長、検査科に技師長というような形で現在おるんですけども、ここを統括する者として部長のほうを選任したいというふうに考えております。選任については1名を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 分かりました。

あともう一点、この3級のところにですね、中に、副主査の職務が今回入ってきているんですけども、これは一般職なんかから比べてこれは本来は入ってこん職務ですよ。これはやっぱり看護部門とかですね、ほかの部門との調整のために、ステップアップの実感を持つためということでありましたけど、ほかの部門との調整のためにこれをされたのかどうか、そこだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えします。

副主査の職務ですけども、現在看護部につきましては副主査を、看護部につきましては副主

査の職務があります。医療技術部ににつきましては、現在ですと技術員として採用後、次は主査という形になります。そこまでの医療技術員として勤める期間が現在での想定では9年から11年間技術員として勤めることになっておりますが、その期間がちょっと長いためにその間に副主査という職務を設けてステップアップをしているという状況をつくりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

5 番藤社君。

○5 番（藤社和美君） 職場のモチベーションとかどこに役割ってというのが明確化していいとは思いますが、これによって人件費とかの相違とかというのは出てくるんでしょうか。

○議長（曽根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えします。

人件費の関係ですけども、新たに設ける医療技術部長につきましては課長級ということで6級を想定しております。この分につきましては現在、技師長ですと5級ですので、その分のベースアップ、あるいは手当等の若干のアップというのはございます。ただ、経営的にはそれほど大きな負担にはならないというふうに考えてございます。また、3級、4級につきましては特に給与面での優遇というか、そちらのほうはございません。

以上でございます。

○議長（曽根和仁君） 5 番藤社君。

○5 番（藤社和美君） 実際、6級のところで若干ということですので、まあ大体で結構なんで、想定される金額と、それと、3級のところで変わらないと言うんですけど、何かスキルアップを実感できるのはただ副ってというのがつくだけなんか、本当それで満足した状態で勤めれるのか、そこをお願いします。

○議長（曽根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えします。

部長の6級につきましては、それぞれの給与水準によりまして若干の違いはあるかと思うんですが、月例給及びボーナス、あと手当を考えまして、年間にして約30万円ほどはアップするのではないかというふうに考えてございます。

3級、4級のところですが、現在、医療技術員の多い部署になりましたら、年齢構成も年齢もばらばらな状態で同一の役職で勤務している職員があります。ここで役職を新たにつけることで責任を持ってもらう、また若いうちから年数経過すれば上がっていくんだというふうな実感が持てるというふうなことを考えて今回役職のほうをつけております。

以上でございます。

○議長（曽根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第29号 那智勝浦町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第23、議案第29号那智勝浦町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議案第29号那智勝浦町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

今回の改正は、先ほどの議案第26号同様、地方自治法の改正による条ずれのため、引用する条文の箇所の改正をお願いするものでございます。

第5条中、第243条の2第8項を、第243条の2の8第8項に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第30号 令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第12号）

○議長（曾根和仁君） 日程第24、議案第30号令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第30号令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,177万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億828万2,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条は、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11地方交付税から3ページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額103億7,651万円に補正額で3,177万2,000円を増額し、計で104億828万2,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の総務費から5ページ款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

款2総務費の戸籍システム改修事業から款10災害復旧費の林道小匠小森川線災害復旧事業まで11件の事業を翌年度に繰り越し、令和6年度において実施するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、公共事業等から、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債まで、補正前の限度額計12億9,085万円に2,820万円を増額し、補正後の限度額を13億1,905万円とするものでござ

ざいます。

8ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の9ページの歳出について、それぞれ3,177万2,000円の増額をお願いしてございます。

9ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1,841万9,000円の増額、地方債2,820万円の増額、その他3,575万6,000円の減額、一般財源は2,090万9,000円の増額となっております。

10ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。こちらからは総務課の関係について御説明申し上げます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は4億4,648万7,000円の追加で、計で39億539万5,000円とするものでございます。

15ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金につきましては23万6,000円の増額をお願いしてございます。基金の運用につきましては、従前より定期預金で管理運用してきましたが、低金利の状況が続いていることから基金の一部について令和5年9月よりこれらの基金を活用して債券を購入することで運用収益を確保し、財源確保策の一つとして取り組んでいるところでございます。このようなことから増額補正をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては1億3,000万円、目2減債基金繰入金につきましては3億5,000万円を財源調整としてそれぞれ戻し入れしてございます。

款20繰越金、目1繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金1億7,918万2,000円を計上させていただいております。

18ページをお願いいたします。

款22町債でございます。目4農林水産業債から目10災害復旧債まで、計で2,820万円の増額補正をお願いしてございます。

説明欄記載の各事業の財源として、起債額の確定により補正をさせていただいております。

19ページからは、3、歳出となっております。

総務課の関係は28ページをお願いいたします。

款11公債費、目1元金並びに目2利子につきましては、財源内訳の変更でございます。大谷残土処理場に係る使用料収入の減額により、起債償還費用の一部について使用料から一般財源に変更するものでございます。

款12諸支出金、項2基金費、目2減債基金費の補正額13万2,000円、目3福祉基金費の補正額2万7,000円、目7公共施設整備基金費の補正額7万7,000円につきましては、先ほど歳入で御説明申し上げました款17諸収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金の債券運用に係る

収入増額分について基金に積み立てるものでございます。

29ページからは、歳出予算給与費明細書をつけさせていただいてございます。説明のほうは割愛させていただきます。

総務課関係は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 総務課防災対策室の関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下段の款18寄附金、項1 寄附金、目2 総務費寄附金、節3 災害復興寄附金65万5,000円の増額につきましては、寄附金の実績見込みによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

款8 消防費、項1 消防費、目5 災害対策費、補正額の財源内訳185万円につきましては、企業版ふるさと納税の充当により財源内訳を変更するものでございます。

28ページをお願いいたします。

下段の款12諸支出金、項2 基金費、目8 災害復興基金費65万5,000円の増額につきましては、説明欄記載のとおり受入れいたしました寄附金を基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課の関係について説明させていただきます。

11ページをお願いします。

歳入です。

款15国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節6 保険基盤安定負担金の325万円の補正は、国民健康保険税の低所得者軽減分などに係るもので、実績見込みにより補正をお願いするものです。

12ページをお願いします。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、補正額266万2,000円は、歳出で補正をお願いしている戸籍住民基本台帳費委託料の全額を社会保障・税番号制度システム整備費補助金として受け入れるものです。

13ページをお願いします。

款16県支出金、項1 県負担金、目2 民生費負担金、節6 保険基盤安定負担金の772万5,000円は、国民健康保険税の低所得者軽減分などに係るもの。節7 後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の80万6,000円は、後期高齢者医療保険料の軽減に係る県負担金で、実績見込みにより補正をお願いするものです。

19ページをお願いします。

歳出になります。

款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節12委託料の266万

2,000円の増額補正は、法改正に伴い、戸籍付票の証明書等に旧の氏を表記できるようにするなどのシステム改修を行うものです。なお、国の作成するシステム改修の標準仕様書の確定が遅れており、今回補正をお願いしている分も含め、システム改修費の予算額全部を繰越しをさせていただきます予定となっています。

20ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金529万7,000円の減額補正につきましては、説明欄記載の2つの特別会計の実績見込みによる繰出金の補正をお願いするものです。

住民課の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明いたします。

11ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金1,250万円と、13ページをお願いします、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節1障害者自立支援給付費負担金625万円は、後ほど歳出で説明します障害者サービス給付費の増額に伴い、それぞれ国2分の1、県4分の1の負担金を受け入れるものでございます。

すいません、11ページにお戻りください。

下段の目2衛生費国庫負担金、節1新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,737万4,000円の減額は、集団接種の人件費等に対する補助金で、事業費の決算見込みによる現年度分の減額と令和4年度分の追加交付分でございます。

12ページをお願いします。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金をお願いします。節5新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金380万円の減額は、集団接種会場の整備費用等に対する補助金で、事業費の決算見込みによる減額でございます。

20ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費をお願いします。節27繰出金93万5,000円は、説明欄記載の特別会計へ繰り出すもので、説明は特別会計の補正予算で説明いたします。

目7障害者福祉費、節19扶助費2,500万円をお願いします。説明欄記載の生活介護費は、障害者支援施設で昼間に食事や排せつ等の支援を行うとともに創作活動や生産活動の機会を提供するもので、次の就労継続支援費は、通常の事業所で働くことが困難な方に就労の機会を提供するもので、いずれも利用者の増加等により補正をお願いするものでございます。節22償還金、利子及び割引料359万7,000円は、令和4年度障害者自立支援医療給付費負担金の額の確定に伴う国、県への返納金でございます。

21ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目9新型コロナウイルスワクチン接種事業費2,016万4,000円の減額でございます。集団接種につきましては11月22日に終了し、その後は個別接種を実施してございます。節1報酬80万円の減額から節13使用料及び賃借料300万円の減額は、集団接種費用の決算見込みによる減額でございます。節22償還金、利子及び割引料233万6,000円は、令和4年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る対策費国庫負担金及び体制確保事業費国庫補助金の額の確定による返納金でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） こども未来課の関係について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節4出産・子育て応援事業交付金40万円は、出産・子育て応援事業交付金の実績見込み増に伴う国3分の2の補助金を受け入れるものでございます。

14ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節11乳幼児医療費補助金90万6,000円は、乳幼児医療費増加に伴う県2分の1の補助金を受け入れるものでございます。

目3衛生費補助金、節6出産・子育て応援事業交付金10万円は、国と同様実績見込みの増に伴う県6分の1の補助金を受け入れるものでございます。

20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目4子ども医療対策費、節19扶助費628万7,000円につきましては、子ども医療費支給実績見込みにより増額をお願いするものでございます。節22償還金、利子及び割引料15万3,000円の増額につきましては、令和4年度の未熟児養育医療費の額の確定により、国と県への返納金でございます。

次のページをお願いいたします。

款4衛生費、項4保健衛生費、目6母子対策費、節18負担金、補助及び交付金60万円の増額につきましては、妊娠届出時に5万円、出産後に5万円を給付し、経済的に支援する出産・子育て応援給付金で、実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

こども未来課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款13分担金及び負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節3小規模土地改良事業費分担金、補正額70万円の減額につきましては、予定しておりました小阪地区の農道整備事業が

当初の積算より人件費、物価高騰を受け予定延長の施工が困難となり、施工内容も含め地元区と協議を行った結果、途中までの施工では効果がないと判断したため、地元分担金35%、70万円を減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節5中山間地域等直接支払事業費補助金3万円につきましては、色川、高津気地区の補助対象農地が当初より増加したためのものとなります。節7小規模土地改良事業費補助金60万円の減額につきましては、先ほど分担金のほうで説明しました小阪農道整備における県負担30%、60万円の減額をするものでございます。

目8災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金293万9,000円につきましては、説明欄記載の林道小匠小森川線災害復旧事業が激甚災害に認定されたことによる補助率の変更でございまして、当初65%から90.7%に増加したものによるものでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入、補正額400万7,000円の減額のうち、説明欄記載の農業次世代人材投資資金交付金補助金返還金につきましては、令和3年度に同補助金を受給し、新規就農を行っていた方が令和4年12月途中で廃業したため補助金の返還が強いられました。補助金75万円を返還金として受け入れるものでございます。なお、歳出のほうでは同額を県支出金返納金として補正しております。その下、多面的機能支払事業費補助金返還金については、補助対象の面積の修正がありました受給対象の区より返還金として受け入れるものでございます。こちらについても歳出のほうで同額を県支出金返納金として補正しております。その下、水産鮮度保持施設等維持協力金につきましては、那智勝浦冷蔵株式会社より受け入れるもので、冷蔵株式会社の収支見込みの純利益のうち、町の出資割合を基に歳出してございます。今回の減額につきましては、昨年の4月から12月までの9か月間の実績及び令和4年度の1月から3月までの実績を鑑み減額補正したもので、当初額1,521万円から今回1,450万円のマイナス476万円の減額としております。

続いて、22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金の説明欄、中山間地域等直接支払事業補助金、補正額4万1,000円につきましては、歳入でも説明しましたように色川、高津気地区の補助対象農地が増加したためのものとなります。節22償還金、利子及び割引料の備考欄、県支出金返納金75万3,000円のうち75万円につきましては、先ほど歳入でも申し上げましたように令和3年度の農業次世代人材投資資金交付金補助金の返納金となります。3,000円につきましては、先ほどの多面的機能支払事業費補助金の返納金となります。

目6小規模土地改良事業費、節14工事請負費200万円の減額につきましては、先ほど歳入でも説明しました小阪地区の農道整備事業における事業費200万円となっております。

27ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目2 林道施設災害復旧費につきましては財源内訳の変更でございます。

以上、農林水産課の関係でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いします。

款18寄附金、項1 寄附金、目2 総務費寄附金、節2 まちづくり応援基金寄附金785万円の増額につきましては、今年度4件の企業版ふるさと納税を御寄附いただいたことに伴うものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1 基金繰入金、目3 まちづくり応援基金繰入金、節1 まちづくり応援基金繰入金、こちらが当初基金取崩し額2億円につきまして、財源調整の結果1億2,000万円減額し、8,000万円とするものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目7 企画費1,005万2,000円の補正をお願いしてございます。節3 職員手当等18万4,000円につきましては、脱炭素関係業務に当たる職員の超過勤務手当をお願いするものでございます。節18負担金、補助及び交付金986万8,000円につきましては、熊野御坊南海バス、こちらが運行してございます新宮勝浦線で生じました令和4年10月から令和5年9月にかけての損失分につきまして、本町と新宮市で距離案分の上、協調補助を行う路線バス運行維持費補助金でございます。こちらの補助額でございますが、令和4年度に比べますと約100万円減額されてございまして、乗降者数が年間で約4万人増えたことに伴ってこちらの補助額が若干減額したというような状況でございます。

観光企画課からの説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

10ページ下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1 使用料、目5 土木使用料、節4 建設残土処理場使用料、補正額4,455万円の減額をお願いするものでございます。令和4年度の国の那智川流域直轄砂防事業におきまして、補正予算等により令和5年度予定事業の一部が実施された関係で令和4年度中の土砂搬入実績が当初見込みよりも大きく増加し、その結果、昨年の令和5年度予算編成時に見込んでいました土砂搬入量よりも減少したことによるものでございます。

22ページ下段をお願いいたします。

歳出でございます。

款6 商工費、項2 観光費、目3 公園費、補正額575万9,000円につきましては、木戸浦グラウンドの多目的広場整備並びにトイレ改修工事費の額の確定による減額でございます。

23ページをお願いいたします。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費につきましては、説明欄記載のとおり財源内訳の変更のみで補正前の額に変更はございません。

続きまして、目2 大谷地区残土処理場整備事業費、補正額310万円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、土砂搬入量の減少に伴う整地作業用大型油圧ショベルの燃料代減額と、整地作業委託日数減による委託料の減額でございます。

24ページをお願いいたします。

項3 河川費、目1 河川維持費、補正額143万円の増額でございます。津波対策用下里江川樋門のJ-A-L-E-R-Tによる自動閉鎖システムの保守点検を行いましたところ、無停電電源装置の故障が確認されましたので、その取替え工事費と電源装置故障時の電源切替え回路を増設する制御盤内改造費用をお願いするものでございます。

続きまして、目2 河川改良費、補正額1,536万4,000円の増額をお願いするものでございます。内訳としまして、節14工事請負費250万円は、説明欄記載、朝日地内排水路整備工事におきまして、掘削の結果多くの地下水が発生し、それが濁水となり天満川口地内の排水路を通り那智湾に流入することから、漁業関係者と協議を行いましたところ、濁水対策として排水路内に2か所延べ40メートルの濁水防止フェンスと、現場内に敷き鉄板75枚を設置して施工することとなりました。また、地下水を常時くみ上げ排水する関係から、周辺住民への夜間騒音対策として音の少ない商用電源による排水ポンプの設置等の追加仮設費用をお願いするものでございます。なお、関係機関との協議に日数を要しましたことから、工期を令和6年度に延長させていただきたくお願い申し上げます。節18負担金、補助及び交付金1,286万4,000円につきましては、今年度和歌山県が実施しております説明欄記載地区の土砂災害対策事業11件分に対する地元県事業負担金でございます。

25ページ下段をお願いいたします。

項6 住宅費、目1 住宅管理費、補正額111万6,000円の減額につきましては、説明欄記載、業務委託の額の確定によるものでございます。

27ページ下段をお願いいたします。

款10災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 町単土木施設災害復旧費につきましては、説明欄記載のとおり財源内訳の変更のみで、補正前の額に変更はございません。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節3職員手当等、説明欄4行目、超勤手当につきましては、火災等の警戒活動、救急出動件数の増加、緊急消防援助隊の派遣及び派遣に伴う補充勤務の従事に要した人員の増加により200万円の増額をお願いするものでございます。

次に、下から3行目、救急出動手当につきましては、救急出動件数の、すいません、訂正させていただきます。超勤手当の、説明欄4行目と申しましたが説明欄1行目の間違いでございます。

次に、2行目、救急出動手当につきましては、救急出動件数の増加により3万6,000円の増額をお願いするものでございます。次に、節3旅費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、消防大学校火災調査科へ職員1名の派遣を予定していましたが、県内卒1人に対して複数の入学希望があり本町の割当てがなかったことからそれぞれ減額するものでございます。

消防関係の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

歳入です。

款16県支出金、項2県補助金、目7教育費補助金、補正額262万5,000円は、節9公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金で、GIGAスクール端末保守などに係るもので補助金の交付決定により補正を行うものです。

26ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費及び次のページの項3中学校費、目1学校管理費につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました県補助金の補正に伴う財源内訳の変更でございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 休憩します。再開15時10分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時55分 休憩

15時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

では、議案第30号についての質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） すいません、ちょっとこれ建設課関係かなと思うんです。

大谷残土処理場の搬入量が減少したということで説明があったんですが、いろんな工事のやつでどんどん今までは入っていたと思うんですが、主な減少の、多分僕が聞き忘れたんかもしませんが、減少の理由というんですか、それを教えていただきたいのと。

それから、やっぱり県の事業のほうの中で河川改良費のところではいろんな急傾斜地の問題が、取組がされているんですが、これは建設課のほうにも以前にもお願いした地元のこの町内の中での急傾斜地への対応等での変化というのはないのかな。それを聞かせていただければと思います。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 大谷残土の減少理由でございますけども、令和5年度の予算を編成する段階、令和4年度の12月から1月頃にかけて見込んでおりました土砂量が約2万800立方メートルを4年度分に見込んでおりましたが、その後、令和4年度中に国の補正予算等によりまして当初予算と同規模の工事が発注されておまして、結果的に令和4年度で5年度事業予定分も施工されました関係で約4万2,800立方メートル、2万2,000立方メートルほど増加しております。その分、令和5年度2万2,000立方メートルぐらいが当初予算編成時よりも令和5年度、今現在減ってきている状況となっております。

あと、県事業につきましてですけども、令和5年度中では今のところ記載しております事業以外には追加されてはございませんが、ほかにもたくさん危険箇所がございますので、今後とも県のほうには対策に取り組んでいただけるようお願いしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 15ページのまちづくり応援基金の寄附金、企業版なんですけども、これ先ほど4件というふうにしてお伺いしたんですが、どういう事業に対して、国の自治体の地方創生事業に関して寄附いただけるということなんですか。どういう事業に関して、目的で4件の寄附があったのかどうか。

それと、企業版というのは前にもあったんでしょうか。その点もお伺いしたいと思います。

それと、ごめんなさい、24ページのその河川改良の県事業負担金なんですけども、このいつも大体12月ぐらいに補正あるんですけども、ここに出てきてあるということはもう確定ということが出てきてあるのか、この事業が県のほうで負担金出してまた繰越しの事業になっているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 企業版ふるさと納税4件に関しての御質問でございます。

企業様のほうからですね、当町が公表しております事業、こちらのほうについて御意向をお尋ねする中で、今年の4件に関しましては民間ロケット発射場を核とした地方創生事業、こちらのほうに対して2件600万円、それから災害に強いまちづくり事業、こちらについて2件185万円、そうした御寄附をいただいております。

また、企業版ふるさと納税につきましては、前年度も今回御寄附いただいた企業様等から続けて御寄附いただいたようなお話、状況でございます。今後も企業版ふるさと納税につきましては多くの企業様に御寄附いただけるような取組を今後の歳入の柱にしていけないかなという

ことで取組を年末にも東京のほうにもちょっと営業等行ってまいりまして、今後もそういった取組を強化してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 県事業負担金につきましては確定されたものでございまして、繰越しはございません。

そして、毎年年度後半3月議会あるいは12月とかで予算を計上させていただいておりますけれども、当初からある事業ですが、途中で増額変更が行われる場合ですとか、あるいは説明欄にございます小規模な崖対策事業などにつきましては、年度途中9月の台風とかで追加で行われることもございまして、県からの確定された額が分かったときに予算計上させていただいている次第でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 2つあるんですが、1つは20ページの民生費、児童福祉費、子ども医療費対策費の扶助費の増額が当初よりも2割増みたいな形になっているんで、何か原因があれば教えてほしいのと。

農林のところの10ページの分担金のところで、小阪農道整備事業がちょっと分からなかったんですけど、地元の分担金が工事が終わらなかったからもらわずにということですかね。その辺をちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 子ども医療費の増額の要因でございます。

上回った要因といたしましては、例年冬場に流行する感染症が今年度に関しましては1年を通して感染者が報告されたということ、その中でもインフルエンザがこれまで流行していなかった夏場にも流行していたということから受診件数が増加したことということが要因として考えられます。月当たりの受診件数も約150件程度増えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） すいません。分担金の小阪地区の農道整備事業ということであるかと思います。

こちらについては事業費200万円を予定しておりました。工事に入る前に再度見積りといいますが、いろいろ検討した結果、やっぱり近年の人件費、物価高騰により当初予定の70メートルを整備予定していたんですが、70メートルできないということでなりましたので、先ほどありましたように地元区関係者と協議した結果、途中までするんでは、あまり効果がないということになりましたので、今回事業費も含めて全額マイナス補正ということになっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第31号 令和5年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（曾根和仁君） 日程第25、議案第31号令和5年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第31号令和5年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,275万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,644万5,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額23億1,920万3,000円、補正額マイナス5,275万8,000円、計22億6,644万5,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

4ページ、5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括です。

歳入及び歳出それぞれ補正額5,275万8,000円の減額をお願いするもので、5ページの歳出の補正額の財源内訳は、国県支出金9,347万7,000円の減額、一般財源が4,071万9,000円の増額と

なっています。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年度課税分の1,950万4,000円の補正は、決算見込みによる増額です。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、補正額9,349万7,000円の減額は、普通交付金、特別交付金の実績見込みにより行うものです。

7ページをお願いします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額1,463万2,000円は、保険基金安定繰入金、産前産後保険料繰入金の実績見込みによりお願いするものです。

款7繰越金、目1繰越金、補正額276万1,000円は前年度繰越金です。

8ページをお願いします。

款8諸収入、項3雑入、目1雑入、補正額382万2,000円は、説明欄記載の返還金負担金を受け入れるもので、款10国庫支出金、項1国庫補助金、目1出産育児一時金臨時補助金、補正額2万円は実績見込みにより増額を行うものです。

9ページをお願いします。

3、歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節24積立金の4,066万1,000円は、本年度は収支黒字が見込まれることから基金積立てをお願いするものです。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、補正額9,245万5,000円の減額は、医療費の実績見込みにより行うものです。

項3出産育児諸費、目1出産育児一時金は財源内訳の変更です。

10ページをお願いします。

款5保健事業費、目1保健事業費、補正額132万円の減額は、糖尿病性腎症重症化予防事業ですね、すいません、に係る委託金の全額の減額を行うものです。

款7諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金の35万6,000円は県支出金の確定によりお願いするものです。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第32号 令和5年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（曾根和仁君） 日程第26、議案第32号令和5年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第32号令和5年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,708万7,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額5億1,174万円、補正額534万7,000円、計5億1,708万7,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

4ページ、5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括です。

歳入及び歳出それぞれ補正額534万7,000円の増額をお願いするもので、5ページ歳出の補正額の財源内訳は、一般財源が534万7,000円の増額となっています。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

款1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、補正額357万3,000円は、決算見込みによる増額です。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額1,992万9,000円の減額は、繰入金の実績見込み及び過年度返還金の受入れによりお願いするものです。

7ページをお願いします。

款４繰入金、目１繰入金、補正額308万8,000円は前年度、繰越金ですね、申し訳ございません、前年度繰越金です。

款５諸収入、項２雑入、目１雑入、補正額1,861万5,000円は、過年度返還金を受け入れるものです。

８ページをお願いします。

３、歳出です。

款２後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金、補正額534万7,000円は、保険料と保険基盤安定負担金に係る納付分の実績見込みにより増額をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第２ 議案第３３号 令和５年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第３号）

○議長（曾根和仁君） 日程第27、議案第33号令和５年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第33号について御説明いたします。

議案第33号令和５年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第３号）。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,490万円とするものでございます。

2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款 3 国庫支出金から款 7 繰入金の歳入合計、補正前の額 20 億 3,303 万円に補正額 187 万円を追加し、計 20 億 3,490 万円とするものでございます。

3 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 1 総務費から款 2 保険給付費の補正で、歳入合計と同額でございます。

4 ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括では、このページの歳入、5 ページの歳出ともに同額でございます。5 ページ歳出の補正額の財源内訳は、国庫支出金が 93 万 5,000 円、一般財源が 93 万 5,000 円でございます。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 介護保険事業費補助金、節 1 介護保険事業費補助金 93 万 5,000 円と、次の款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 5 その他一般会計繰入金 93 万 5,000 円は、後ほど歳出で説明します介護保険システム改修費用に対する 2 分の 1 の補助金及び町の負担分を受け入れるものでございます。

7 ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 12 委託料 187 万円は、介護報酬改定等の制度改正に伴うシステム改修費用でございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 2 地域密着型介護サービス給付費 750 万円は給付費の増によるもので、要介護の方を対象とする認知症対応型共同生活介護の利用者の増によるものでございます。

目 3 施設介護サービス給付費 550 万円の減額につきましては、要介護の方に係る施設入所サービス費の実績見込みから減額をお願いするものでございます。

目 6 居宅介護サービス計画給付費 250 万円につきましては、当該給付費は要介護の方のケアプラン作成費用に対し給付するもので、件数の増により補正をお願いするものでございます。

8 ページをお願いします。

項 6 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費 450 万円の減額につきましては、当該サービス費は、経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないよう、食費、住居費の負担軽減を図るもので、実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第28 議案第34号 那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理者の指定について

○議長（曾根和仁君） 日程第28、議案第34号那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 議案第34号について御説明いたします。

〔議案第34号朗読〕

那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理につきましては、令和6年3月31日をもって指定の期間が満了いたします。指定管理者候補の那智勝浦冷蔵株式会社は、那智勝浦町、勝浦魚商協同組合、紀州勝浦漁業協同組合の3者の出資による株式会社で、平成26年2月からこの施設の指定管理をしていただいている法人でございます。また、指定管理者の選定につきましては、那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の第5条の公募によらない指定管理者の候補者の選定により選定してございます。この法人は、現在も勝浦漁港内において外来船及び沿岸漁業者、仲買人及び市場利用者に対し氷の供給を継続的に行っており、勝浦市場の機能確保に寄与していることから、引き続き製氷貯氷施設の指定管理者に指定する適任者であると考え、今回お願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第35号 那智勝浦町冷凍冷蔵施設の指定管理者の指定について

○議長（曾根和仁君） 日程第29、議案第35号那智勝浦町冷凍冷蔵施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 議案第35号について御説明いたします。

〔議案第35号朗読〕

那智勝浦町冷凍冷蔵施設の指定管理につきましては、こちらも令和6年3月31日をもって指定の期間が満了いたします。指定管理者候補の那智勝浦冷蔵株式会社により、平成31年4月からこの施設の指定管理をしていただいている法人でございます。指定管理者の選定方法につきましては、議案第34号と同様に公募によらない指定管理者の候補者の選定により選定してございます。現在、冷凍保管及び餌料の販売を行っており、この法人を指定管理者に指定することにより、勝浦市場の機能確保と施設の効率的な運用ができるものと考え、指定管理者の指定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 議案第1号 令和6年度那智勝浦町一般会計予算

○議長（曾根和仁君） 日程第30、議案第1号令和6年度那智勝浦町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第1号令和6年度那智勝浦町一般会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和6年度那智勝浦町一般会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107億900万円と定めるものでございます。

第2条は第2表の債務負担行為、第3条は第3表の地方債について規定してございます。

第4条では、一時借入金の限度額を7億円と定め、第5条では歳出予算の各項の諸費の金額を流用することができる場合について定めてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。

款1町税から5ページの款22町債までの歳入合計は107億900万円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から9ページの款13予備費までの歳出合計は、歳入合計と同額の107億900万円でございます。

10ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

長期総合計画及び地方版総合戦略策定委託から築地地区津波避難施設整備工事までの5つの事項について、起債の期間及び限度額で債務負担行為を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

起債の目的欄の公共事業等から臨時財政対策債まで、総額14億4,698万7,000円の借入れを見込んでございます。

12ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括、歳入でございます。

款1 町税から次のページの款22町債まで、歳入合計で本年度予算額107億900万円、前年度予算額94億6,700万円、前年度との比較は12億4,200万円の増額となっております。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 議会費から款13予備費まで、歳出合計は本年度予算額、前年度予算額、比較ともに歳入と同額でございます。本年度予算額の財源内訳は、国県支出金22億5,771万7,000円、地方債14億3,190万円、その他6億2,065万4,000円、一般財源は63億9,872万9,000円となっております。

15ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

こちらからは、総務課の関係について御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

款2 地方譲与税、項1 地方揮発油譲与税、目1 地方揮発油譲与税につきましては、地方揮発油税のうち、市町村道の延長及び面積により案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は1,300万円を計上してございます。

項2 自動車重量譲与税、目1 自動車重量譲与税につきましては、自動車重量税のうち、市町村道の延長及び面積によって案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は4,000万円を計上してございます。

項3 森林環境譲与税、目1 森林環境譲与税につきましては、住民税均等割に賦課される森林環境税を財源といたしまして、その10分の9が市町村に配分されるものでございます。本年度予算額は5,739万2,000円を計上してございます。

18ページをお願いいたします。

款3 利子割交付金、目1 利子割交付金につきましては、預貯金等の利子に対して課税される県民税利子割額のうち、市町村の個人県民税の額により案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は80万円を計上してございます。

款4 配当割交付金、目1 配当割交付金につきましては、一定の上場株式等の配当について県民税として特別徴収されたもののうち、一部が市町村に配分されるもので、本年度予算額は1,000万円を計上してございます。

款5 株式等譲渡所得割交付金、目1 株式等譲渡所得割交付金につきましては、配当割交付金と同様に一定の上場株式等の譲渡益について県民税として特別徴収されたもののうち一部が市町村に配分されるものでございます。本年度予算額は900万円を計上してございます。

19ページをお願いいたします。

款6 法人事業税交付金、目1 法人事業税交付金につきましては、法人事業税の一部が都道府県から市町村に交付されるもので、本年度予算額は2,175万4,000円を計上してございます。

款7 地方消費税交付金、目1 地方消費税交付金につきましては、地方消費税のうち2分の1

が案分されて市町村に交付されるもので、本年度予算額は3億5,000万円を計上してございます。

款8 ゴルフ場利用税交付金、目1 ゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフ場の利用者に対して課された県税の10分の7に相当する額がゴルフ場所在市町村に交付されるもので、本年度予算額は1,400万円を計上してございます。

20ページをお願いいたします。

款9 環境性能割交付金、目1 環境性能割交付金につきましては、自動車税環境性能割額の一部について県から交付されるもので、今年度は826万4,000円を計上してございます。

款10 地方特例交付金、目1 減収補てん特例交付金につきましては、住宅ローン控除に伴う減収補填分として交付されるもので、本年度予算額は700万円を計上しております。

款11 地方交付税、目1 地方交付税につきましては35億5,000万円を計上してございます。国における令和6年度地方財政計画及び令和5年度決算見込みなどから、前年度より1億9,000万円の増額で計上いたしてございます。

21ページをお願いいたします。

款12 交通安全対策特別交付金、目1 交通安全対策特別交付金につきましては、道路交通法による反則金の一部が地方公共団体に配分されるもので、本年度予算額は100万円を計上してございます。

24ページをお願いいたします。

款14 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、節1 町有地使用料64万8,000円につきましては、勝浦商港地区埋立地に係るもので、勝浦魚商協同組合に貸与しているところでございます。節2 町営バス使用料170万3,000円につきましては、町内5つの路線を運行してございます町営バスの料金収入でございます。令和5年度の実績見込みにより計上してございます。

30ページをお願いいたします。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 デジタル田園都市国家構想交付金617万5,000円につきましては、デジタル技術を活用して社会問題を解決しつつ付加価値を生み出す事業に対する交付金で、令和6年度において全国のコンビニエンスストアの端末等で住民票の写しや印鑑証明書を取得できるコンビニ交付システムや各種手続のオンライン申請等、自治体DX、行政のデジタル化の取組を進めるに当たり、その事業費の2分の1の国庫補助金を受け入れるものでございます。節2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金550万9,000円のうち、総務課関係につきましては387万6,000円でございます。マイナンバー制度の情報連携を行うシステムが機器更改の時期を迎え、各市町村で負担している費用のうち機器更改による増加分を全額国から受け入れるものでございます。1つ飛びまして節4 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金267万2,000円につきましては、町営バスの運行に係る補助金でございます。

35ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節1自衛官募集事務費委託金2万6,000円につきましては、事務取扱に係る国からの委託金でございます。

38ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節3県移譲事務市町村交付金86万9,000円につきましては、県から移譲された浄化槽の届出事務等に対する交付金でございます。

46ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入1,644万8,000円のうち、総務課関係分は1,534万5,000円で、警察署、勝浦幹部交番、県営住宅、職員駐車場等の町有財産貸付収入でございます。

目2利子及び配当金652万4,000円につきましては、説明欄記載の財政調整基金利子から那智の郷共同污水处理施設事業基金利子までの12件の基金利子と1件の配当金を受け入れたものでございます。基金の運用につきましては定期預金で管理運用してまいりましたが、低金利の状況が続いていることから基金の一部について令和5年9月よりこれらの基金を活用して債券を購入し、さらなる運用収益を確保し、財政確保の一つとして取り組んでいるところでございます。このことから455万円の増額を見込んでございます。

48ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億7,000万円及び目2減債基金繰入金3億5,000万円につきましては、それぞれ基金からの取崩しを行い繰入れするものでございます。まちづくり応援基金繰入金2億円につきましては、寄附金の事業目的に合った事業の財源に充てるためまちづくり応援基金から取り崩すものでございます。

目4那智の滝源流水資源保全事業基金繰入金1,200万円につきましては、那智の滝の水資源と美しい自然環境を将来にわたり保全することを目的として、倒木及び流木等除去作業等に補助するため取り崩すものでございます。

目5森林環境譲与税基金繰入金200万円につきましては、地藏茶屋休憩施設の改修工事に充当するため取り崩すものでございます。

51ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入は9,448万2,000円でございます。このうち、説明欄一番上の総務課の関係につきましては、主なものといたしまして1行目の人事交流派遣職員負担金につきまして、和歌山県との職員の交流事業に係る和歌山県からの負担金を受け入れるものでございます。5行目のデジタル基盤改革支援補助金につきましては、国が推進するオンライン申請手続に対応するため、業務申請の標準化作業に当たり既存業務システム調査、改修等に対して国の外郭団体である地方公共団体情報システム機構より10分の10の補助金を受け入れるものでございます。以下、防災関連部分につきましては防災対策室長より御説明申し上げます。

54ページをお願いいたします。

款22町債でございます。本年度の借入額として、目1民生債から次のページの目8臨時財政対策債まで、計で14億4,698万7,000円を見込み、それぞれ説明欄記載の各事業の財源として借入れを予定してございます。

56ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

最初に、当初予算の人件費に係る正職員数について御報告させていただきます。

令和6年4月1日の職員数の見込みにつきましては354名で、病院の医療関係職員130名を差し引きますと一般職員等は224名で、その内訳は、消防職員40名、保育士29名、保健師8名、管理栄養士1名、一般行政職が146名となります。

59ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。この科目では、町長、副町長並びに総務課、会計課、観光企画課企画係及び外部への派遣職員、一般行政職の新規採用職員を合わせた35人の人件費と、各出張所の会計年度任用職員の人件費ほか、全職員に係る公務災害補償負担金、退職手当負担金、総合賠償保険の掛金等の経費を計上してございます。本年度予算額は3億6,290万1,000円で、前年度と比較して1,562万円の増額となっております。主な要因は職員数の増などによる人件費関係経費の増によるものでございます。節1報酬1,957万9,000円で、前年度比177万8,000円の減額となっております。説明欄5行目までは各委員会と産業医の報酬でございます。会計年度任用職員につきましては出張所関係職員8名及び一般事務補助2名分でございます。節2給料1億4,113万1,000円で、前年度比611万円の増額、節3職員手当で507万5,000円増額の9,016万3,000円、節4共済費が6,004万4,000円で前年度比187万6,000円の増額となっております。予算に係る一般管理所管職員数が35名と1名の増員になったことが主な要因でございます。

60ページをお願いいたします。

節7報償費32万3,000円のうち、一番下の名誉町民関連記念費につきましては、和歌山県陸上競技協会主催による西田修平記念陸上競技大会に係る棒高跳び競技の上位入賞者への記念品でございます。節10需用費は文具等の消耗品などでございます。節11役務費395万1,000円は、主に郵送料等通信運搬費でございます。前年度より157万9,000円の増額となっておりますが、今まで無料であった公金の振込手数料が令和6年10月から有料化されることから新たに振込手数料として156万9,000円を計上させていただいているものでございます。節12委託料1,302万8,000円につきましては、203万8,000円の減額でございます。令和5年度においては公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託を実施しており、その分が減額となっているものでございます。その他につきましては、例年お願いしております委託費用でございます。

61ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料は504万6,000円で、134万5,000円の増額となっております。これは、6行目のコピー機借上料について増額が見込まれていることによるものでございます。7行目の住宅借上料は、和歌山県との人事交流ほか、派遣職員等に係る住宅借上料でございます。8

行目の自動体外式除細動器借上料につきましては、本庁舎に設置しておりますA E Dについて、更新に当たりましてリースに改めたものでございます。10行目のW e b 給与明細システム使用料につきましては、紙媒体の給与明細を廃止し、ウェブで給与明細を閲覧できるシステムを導入するものでございます。次の10行目のクラウド年末調整システム使用料につきましては、職員の年末調整書類の提出を、こちらも紙ではなくウェブで行えるようにするものでございます。職員はそれぞれスマホやパソコンなどから自身の保険料控除金額なりの入力を行うシステムでございます。下から2行目の個人情報取扱業務W e b システム使用料につきましては、個人情報ファイル簿の情報についてホームページ等で情報提供するシステム使用料でございます。節18負担金、補助及び交付金は1,851万4,000円でございます。

62ページをお願いいたします。

1行目の退職手当特別負担金は、退職に伴う特別負担金の該当者の増加により増額となっております。説明欄5行目の人事交流派遣職員負担金につきましては、和歌山県との人事交流事業に係る負担金でございます。

1つ飛びまして、目3財産管理費でございます。この科目では、役場庁舎、マイクロバス、集中管理公用車及びその他町有財産の維持管理費用が主なものでございます。本年度予算額は6,290万4,000円で、前年度と比較して724万6,000円の増となっております。主に、節14工事請負費で遊休施設の解体撤去工事を2件予定することとするものでございます。節10需用費のうち、次のページの説明欄の燃料費につきましては、集中管理公用車の燃料費及び庁舎のボイラー用重油などでございます。修繕料は、本庁舎内施設201万7,000円、集中管理公用車78万円などを予定してございます。節11役務費の手数料は、車検や浄化槽点検、水質検査等に係るもので、保険料につきましては自動車損害共済、森林保険、町有建物災害共済等でございます。節12委託料は2,017万1,000円でございます。警備業務委託からマイクロバス運転業務委託まで、例年お願いしております管理点検等の委託費用でございます。節14工事請負費1,056万円につきましては、遊休施設解体撤去工事といたしまして大字天満地内の旧医師住宅と大字大野旧色川小学校教員住宅の2件の解体撤去工事を予定してございます。

64ページをお願いいたします。

目4出張所費でございます。この科目では、宇久井、色川、太田、下里の各出張所の施設管理経費と事務経費を計上してございます。本年度予算額は301万8,000円でございます。52万4,000円の増額となっておりますが、主にコピー機借上料の増額によるものでございます。

目5交通安全対策費の本年度予算額は158万6,000円で、前年度より107万1,000円の減額となっております。15名の交通指導員の活動諸経費を計上してございますが、令和5年度においては交通指導員協議会の発足50周年記念行事や隔年実施の県外視察旅費等の実施によるものでございます。

65ページをお願いいたします。

目6電子計算費でございます。この科目は、財務会計、住民基本台帳ネットワーク、印鑑登録、各種課税収納業務をはじめとする各課のシステムや電算機器の保守のほか、セキュリティ

一対策やシステムの更改等に要する経費を計上してございます。本年度予算額は9,607万5,000円で、前年度と比較して2,494万2,000円の増額となっております。歳入でも申し上げましたが、国の2分の1の補助を受け、住民票等のコンビニ交付システムの構築や電子申請システムの導入などが主な要因でございます。節12委託料2,151万7,000円は、前年度と比較して1,622万8,000円の増額となっております。この科目は、各課の業務で使用するシステム機器の保守及び既存システムの改修や新規システムの導入に要する費用でございますが、令和6年度では電子計算システムの改修、構築委託といたしまして、先ほど申し上げました全国のコンビニエンスストア等でキオスク端末による個人番号カードを利用し住民票及び印鑑登録証明書の交付を可能とするコンビニ交付システムの構築を進めるものでございます。また、国が推進いたしますオンライン申請手続に対応するため、令和7年度末導入を目指して進められております業務システムの標準化作業に当たり、既存業務システムの調査改修を行う予定でございます。そのほか、本庁システムで利用している地図情報システムの更新作業費用を計上してございます。節13使用料及び賃借料6,201万1,000円は、前年度に比べまして206万7,000円の増額となっております。主なものといたしましては、基幹業務システムのクラウド利用料、セキュリティ強化システム利用料でございます。令和6年度につきましては業務用プリンターの更改及び電子申請システムの導入に当たるためその分増加してございます。節17備品購入費270万4,000円につきましては、電子申請システムやペーパーレスの会議等を進めるためタブレット端末を17台購入するものでございます。節18負担金、補助及び交付金698万2,000円につきましては、前年度と比べまして387万6,000円の増額となっております。社会保障・税番号制度の情報連携システムを維持運用するための負担金が主なものでございますが、機器更改の時期となったことからその分が増額となっております。

70ページをお願いいたします。

目10町営バス運行費でございます。本年度予算額は3,675万7,000円でございます。節10需用費は805万1,000円で、主にタイヤ等の消耗品費、燃料費、車両の修繕料等を計上してございます。節12委託料の町営バス運行业務委託2,812万2,000円につきましては、町内5つの路線の運行委託費用でございます。

続きまして、71ページをお願いいたします。

目11諸費でございます。本年度予算額は970万7,000円で、総務課関係の主なものといたしまして節7報償費832万2,000円でございます。町内55の自治会に対する区報償でございます。

72ページをお願いいたします。

節19扶助費40万円につきましては、犯罪被害者等支援条例に基づく障害見舞金として10万円、遺族見舞金30万円のそれぞれ1件分を計上してございます。

続きまして、78ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費194万3,000円につきましては、委員長をはじめ4名の委員で組織いたします選挙管理委員会の運営経費でございます。前年度と比較し162万3,000円の増額となっておりますが、節12委託料で選挙システム標準化F i t & G a p 調査支援業務委

託によるものでございます。自治体情報のシステム標準化に伴う調査を国からの委託を受けて行うものでございます。

80ページをお願いいたします。

項6 監査委員費、目1 監査委員費の本年度予算額は59万7,000円でございます。2名の監査委員に係る経費となっております。

続きまして、181ページをお願いいたします。181ページでございます。

款11公債費につきましては、長期借入金の返済金等を計上してございます。

目1 元金の本年度予算額は12億4,656万5,000円で、前年度と比較して5,892万3,000円の増額となっております。説明欄記載の公共事業等債から県貸付金まで187件の償還となっております。下から6行目、過疎対策事業債で5,845万2,000円の増額となっております。新クリーンセンター整備事業分の償還の開始などが主な要因でございます。

目2 利子の本年度予算額は4,556万1,000円で、前年度と比較して507万1,000円の増額となっております。説明欄記載の公共事業等債から次の182ページの県貸付金まで227件の償還となっております。また、一時借入金利子を100万円計上してございます。

183ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2 基金費でございます。基金積立金の残高は、地方自治法において確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されており、これまでは定期預金で運用してまいりましたが、長引く低金利の状況下において令和5年9月よりこれらの資金を活用して債券を購入し、さらなる運用収益を確保し住民サービスの向上のため施策の財源確保策の一つとして取り組んでいるところでございます。運用する基金につきましては、減災、福祉、公共施設整備の3つの基金積立金で、利息分を増額し見込んでございます。

目1 財政調整基金費43万4,000円及び目2 減債基金費の329万6,000円は基金の利子を積み立てるものでございます。

目3 福祉基金費の238万5,000円は、通所介護施設維持協力金の120万円と寄附金及び福祉基金の利子を積み立てるものでございます。

目4 豊かな水資源保全基金費の9万4,000円は、基金の利子を積み立てるものでございます。

目5 那智の滝源流水資源保全事業基金費の2,888万2,000円につきましては、ふるさと納税等による寄附金分2,850万円及び基金の利子を積み立てるものでございます。

目6 まちづくり応援基金費の1億1,233万9,000円は、ふるさと納税による寄附金分1億1,200万円と基金の利子を積み立てるものでございます。

目7 公共施設整備基金費の125万4,000円は、基金の利子を積み立てるものでございます。

目8 災害復興基金費の10万3,000円は、寄附金10万円と基金の利子を積み立てるものでございます。

184ページをお願いいたします。

款13予備費につきましては、地方自治法第217条の規定により予算外の支出等が生じたとき

のために1,000万円を計上してございます。

185ページをお願いいたします。

このページから193ページにかけまして給与費明細書となっております。

185ページの1、特別職の職員数は607人を見込んでおり、前年度と比較して82人の減となっております。令和6年度におきましては選挙等が予定されていないことなどが要因でございます。

次の186ページをお願いいたします。

2、一般職、(1)で本年度職員数は193人で、前年度と比較して2名の減となっております。また、括弧書きの短時間勤務職員及び会計年度任用職員につきましては30名の減を見込んでございます。また、これら人件費で1,974万6,000円の増額で計上してございます。

次の187ページをお願いいたします。

会計年度任用職員以外の職員でございますが、先ほど申し上げましたとおり本年度の職員数193人で、2名減として計上してございます。給与費で973万4,000円、共済費で767万円の合計1,740万4,000円の増額となっております。

次の188ページをお願いいたします。

こちらは会計年度任用職員に係る明細を記載してございます。こちら先ほど申し上げましたとおりパートタイム会計年度任用職員175名で、30名の減となっております。給与費で392万7,000円の減額、共済費で626万9,000円の増額で、合計234万2,000円の増額となっております。

189ページをお願いいたします。

人件費の増減額の明細を記載してございます。このページ以降において給料及び職員手当の状況、初任給、級別職員数、昇級等について記載してございます。説明のほうは割愛させていただきます。

194ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

10ページの第2表、債務負担行為の新たな債務負担行為5件に加えまして、現年度から引き続いております債務負担行為2件分の計7件でございます。新クリーンセンター建設運営事業では限度額を78億4,300万円で、そのうち令和5年度において10億9,100万円が支出見込みとなっており、令和6年度から27年度において残りの67億5,200万円を支払う予定となっております。同じく新クリーンセンター建設工事設計施工監理業務委託では限度額を5,750万3,000円で、そのうち令和5年度において2,046万円が支出見込みとなっており、期間が令和6年度から7年度において残りの金額3,704万3,000円が支出予定となっております。以下、次の長期総合計画及び地方版総合戦略策定委託からの5件につきましては新たに令和6年度より債務負担行為を行うものでございます。

195ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書を添付してございます。表の一番下の合計欄でござい  
ますが、令和４年度末現在高で139億1,879万6,000円、令和５年度末見込額で140億6,210万  
7,000円、一番右の令和６年度末の見込額でございしますが、142億6,252万9,000円と見込んでご  
ざいます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 総務課防災対策室の関係について御説明申し上げます。

33ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項２国庫補助金、目６消防費国庫補助金、節１社会資本整備総合交付金  
702万4,000円につきましては、説明欄記載の住宅耐震関係事業に係る国庫補助金を受け入れる  
ものでございます。木造住宅耐震診断事業は、平成12年５月以前に建築された木造住宅の耐震  
診断を実施するもので、本年度は20件を予定しており、その２分の１の補助金でござい  
ます。非木造住宅耐震診断事業につきましては、昭和56年５月以前に建築された非木造住宅の耐震診  
断を実施するもので、本年度は１件を予定しており、その補助額の３分の１の補助金でござい  
ます。住宅耐震補強設計及び改修事業は、耐震診断の結果、耐震性がないと判断された住宅に  
対して現地建て替えや耐震補強工事に関する費用の一部を補助するもので、本年度は限度額  
50万円の10件を予定してございます。ブロック塀耐震改修事業は本年度15件を予定しており、  
その３分の１の補助金を受け入れるものでございます。

42ページをお願いいたします。

下段の款16県支出金、項２県補助金、目６消防費補助金、節１住宅耐震診断促進事業費補助  
金385万8,000円につきましては、43ページにわたります説明欄記載の国庫補助金と同様の住宅  
耐震関係事業に係る県補助金を受け入れるものでございます。

次のページの説明欄一番下、耐震ベッド・耐震シェルター設置事業につきましては１件分の  
県補助金を受け入れるものでございます。節２わかやま防災力パワーアップ事業費補助金  
630万1,000円につきましては避難路等整備事業、ブロック塀耐震化促進事業に対して、そして  
要配慮者支援対策事業につきましては家具類等転倒防止事業、感震ブレーカー設置事業になり  
ますが、これらの事業に係る２分の１の県補助金を受け入れるものでございます。一番下の防  
災資機材整備事業につきましては、備蓄物資の補助対象分としてトイレセット、処理剤及びワ  
ンタッチ目隠しテントの購入に係る２分の１の県補助金を受け入れるものでございます。

47ページをお願いいたします。

下段の款18寄附金、目２総務費寄附金、節３災害復興寄附金につきましては10万円を見込額  
として計上しております。

次、51ページをお願いいたします。

款21諸収入、項４雑入、目１雑入、節１雑入、説明欄、総務課分の上から６行目、土地改良  
施設維持管理適正化事業交付金につきましては、小匠ダム管理システム機器更新のため、昨年  
度に引き続き土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、土地改良事業団体連合会より事業費

の100%の交付金を受け入れるものでございます。その下の小匠ダム維持管理受託金につきましては、小匠ダムにおける突発的な故障等の改修に必要な経費について和歌山県より受け入れるものでございます。

149ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目4水防費でございます。この科目につきましては、小匠ダムの維持管理に係る人件費や修繕料の費用を計上してございます。本年度予算額は1,151万4,000円で、前年度より365万6,000円の増額でございます。節12委託料545万8,000円、説明欄一番下の土地改良施設維持管理適正化事業業務委託につきましては、小匠ダムのテレメーター、鉛蓄電池の交換及び水位監視システムの更新を土地改良事業団体連合会の土地改良施設維持管理適正化事業により更新するものでございます。

続きまして、一番下の目5災害対策費でございます。この科目は、主に防災行政無線設備の保守、住宅等の地震対策、自主防災組織の支援、津波避難対策等の経費を計上してございます。本年度予算額は2億6,756万1,000円で、前年度と比較して1億8,600万3,000円の増額となっております。主な要因としましては、築地地区の津波避難施設整備に係る関係費用によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

節10需用費1,467万円のうち、消耗品費につきましては、本年度入替え分の飲料水、食料のほか、備蓄計画に基づく不足分の飲料水、食料、固形ミルクや使い捨て哺乳瓶、乳児・小児用おむつ、トイレセット、処理剤、トイレトーパー、生理用品等の購入費用でございます。6行目の修繕料につきましては、椎ノ浦防災公園や小坂山等の避難場所の修繕経費、防災行政無線の戸別受信機取付け費用50件分を計上しております。節11役務費240万8,000円のうち、説明欄1行目の通信運搬費につきましては、主に河川監視カメラや防災行政無線に係る回線使用料でございます。4行目の保険料は、町村会の災害対策費用の保険料でございます。節12委託料773万4,000円につきましては、1行目の木造住宅耐震診断業務委託は、平成12年5月31日以前に着工された住宅に対して町が委託した耐震診断士が耐震診断を実施するもので20戸分を計上してございます。4行目の防災行政無線設備保守業務委託は、令和2年度にデジタル化を終えました防災行政無線設備に係る保守点検料をお願いするものでございます。5行目、河川監視カメラシステム保守業務委託は、那智川河川監視カメラシステムの保守点検を委託するものでございます。避難場所維持管理業務委託は、小坂山等の避難場所に係る草刈り等の維持管理業務の一部をシルバー人材センターへ委託するものでございます。築地地区津波避難施設整備工事監理業務委託につきましては、建設工事の施工について監理を委託するものでございます。

次のページをお願いします。

節14工事請負費は2億30万円でございます。説明欄2行目の築地地区津波避難施設整備工事につきましては、工期が2か年にわたることから債務負担行為を設定させていただきまして、

本年度はくい打ち等の基礎工事と躯体工事の一部を施工する予定でございます。建設費総額は5億円を予定しており、本年度は出来高の40%を計上してございます。

総務課防災対策室関係資料をお願いいたします。

左側に配置図、右上に付近見取図で、右下が完成イメージ図になります。想定避難者数は400人、巨大地震の津波浸水想定は4.0メートルということで、2階の避難ステージ高を8.4メートルとして計画してございます。その上に3階、4階と避難ステージを設けております。本年度予算は総事業額の40%の出来高を見込み2億円、令和7年度は残りの60%、3億円を予定してございます。

予算書の151ページにお戻りください。

続きまして、節16公有財産購入費1,254万7,000円につきましては、令和3年度に土地開発基金で津波避難施設整備用地として購入した土地の一部、約350平方メートルを一般会計で買い戻し、行政財産として取得するものでございます。節18負担金、補助及び交付金2,541万円のうち、3行目の住宅耐震化促進事業補助金は、住宅耐震補強設計及び改修補助10件分、非木造住宅耐震診断補助1件分、耐震ベッド、耐震シェルター設置事業1件分に係る補助金でございます。次の地震対策事業補助金につきましては、ブロック塀撤去補助15件分と感震ブレーカー設置事業補助20件分でございます。次の自主防災組織補助金につきましては、自主防災組織の防災力強化のため、備蓄倉庫の設置、備品、備蓄品の購入、またその他の活動に対しての費用の補助分300万円と、自主防災組織が行う緊急避難路整備の原材料費及び機械損料の全額と業者委託施工費の半分の補助する避難路等の整備支援補助金250万円、自主防災組織育成補助金として研修費用や防災士資格取得補助など10万円を予定してございます。次の宿泊施設避難所対応支援事業協力金90万円につきましては、避難情報の発令以降、避難者の受入れを宿泊施設に協力依頼するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） お諮りします。

本議案について、その審議を一時中止したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本議案の審議は一時中止します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 請願、陳情の委員会付託について

○議長（曾根和仁君） 日程第31、請願、陳情の委員会付託についてを議題とします。

局長から陳情書を朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） お手元に令和6年第1回定例会陳情文書表というのをお配りしております。そして、その後に陳情書の本文をお配りしております。陳情書を朗読させていただきます。

〔陳情書朗読〕

○議長（曽根和仁君） お諮りします。

陳情受理番号6年1については、調査期限を令和6年3月11日までと付した上で、総務経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本件は総務経済常任委員会に付託することと決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議……

〔町長堀 順一郎君「ロケットの時間が決まってきたので報告したいのですが」と呼ぶ〕

では、町長から報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 町政報告でも御報告しまして、午後からも御報告しましたけれども、カイロスの打ち上げ時間について、今の予定です。3月9日の土曜日、11時1分から11時17分の間で時間調整をしているということらしいです。今情報が入りましたので、今のところ予定どおりということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（曽根和仁君） 町長からの報告は以上です。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時44分 延会